

DISCLOSURE 2014

益田信用組合の現況



益信経営理念

1. 地元金融機関として相互扶助の精神に基づき、地域の発展に寄与する。
2. お役に立つ信用組合として総力を挙げ、地元産業の発展に尽力する。
3. 愛される**ますしん**として地元大衆と積極的に交流を深め、地元住民の生活と福祉の向上に貢献する。



事業方針

◆基本方針

1. お客様第一主義の経営を行います。

地域に根ざした「地域密着金融機関」として、地元産業の繁栄と地域住民の生活向上のお役に立つお客様第一主義の経営を行います。

2. 地域の発展に貢献します。

豊かで潤いのある暮らしづくり、明るい活気あふれた街づくりのお役に立つよう、全力をあげて業務にとりくみます。

3. 健全・確実な経営に徹します。

金融自由化時代の原理・原則を踏まえ、ますしん独自の経営戦略・戦術を積極的に推進し、ペイオフ完全解禁時代に即応できる万全な経営体制を構築するとともに、コンプライアンス遵守態勢の確立およびリスク管理態勢の強化をはかり、健全・確実な経営に徹します。



ごあいさつ

組合員の皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当組合第54期事業概況の報告にあたり、平素のご支援とご愛顧に対し衷心より厚くお礼申し上げます。

さて、東日本大震災から早くも3年が経過し、未だ2千名余りの方々が行方不明のままとなっております。原発事故の後処理とともに一刻も早く進展することを祈るものです。また、昨年来の尖閣諸島や竹島問題では中国や韓国との関係が悪化しており、経済発展にも影を落としております。

しかしながら、一昨年12月に民主党から自民党への政権交代があり、経済対策として「金融政策」、「財政政策」、「成長戦略」の三本の矢、いわゆるアベノミクス政策が打出され、日経平均株価は上昇傾向となり為替は円安に振れる等、輸出産業等大企業を中心に追い風となって景気を牽引していることで、国内全体の景気が緩やかに回復基調となってきております。

当地区においても少子・高齢化・人口減少が大きな行政課題となっておりますが、幸い下呂市においては下呂温泉が基幹産業となっており、年間100万人余の宿泊客と日帰り客約280万人、合わせて約380万人の交流人口があることから地方経済圏の中では相当高い経済力を有しているものと思っております。

このような情勢下、当組合の平成25年度の業績は、預金量が538億円となり前期比1,216百万円(2.31%)増加、貸出金は242億円となり前期比3億円(1.56%)増加いたしました。

一方、収益面については、事業性融資及び個人ローン等の積極的推進による収益向上策と経営合理化に取組み経費節約も図ったことから、当期純利益115百万円を計上することができました。

これによって、平成26年3月期から導入された新自己資本比率規制(バーゼルⅢ)基準による自己資本比率は9.98%となり、前期比(従前バーゼルⅡ基準)に対しても0.27%上昇し国内基準金融機関の健全性の目安である4%を大きく上回っております。

また、不良債権比率についても、積極的な不良債権処理や金融円滑化法に準ずる措置の適用など資金繰りの安定化を図ることによって不良債権の発生防止に努めた結果、再生法開示債権ベースで6.19%となり前期比1%の改善を図ることができました。

また、中小企業等金融円滑化法が昨年3月末をもって期限を迎えましたが、当組合では期限終了後においても今までの取扱いと何ら変わることなく引き続きお客様からの貸出条件等の変更の申出に応じる体制としております。

平成26年度も引き続き厳しい経済環境下にあります。地域経済の活性化、地域社会の健全な発展、組合員の皆様をはじめ地域住民の経済的地位の向上に貢献して参りたく、確固たる経営基盤を構築し、安定した収益基盤を確立してまいることが肝要と考えております。

今後の厳しい経営環境を認識し、全役職員が一丸となって下呂市には無くてはならない金融機関として最大限の努力をしてまいり所存です。

今後とも、一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

平成26年6月
理事長 伊東 祐

当組合の概要

名称	益田信用組合	自己資本額	2,377 百万円
略称	ますしん	自己資本比率	9.98% (新 BIS 基準、自己資本比率弾力化適用後)
理事長	伊東 祐	営業地区	下呂市および中津川市加子母、付知町、福岡、 郡上市和良、加茂郡白川町、東白川村
所在地	岐阜県下呂市森 690 番地 1	営業時間	午前 9 時～午後 3 時 (ATM: 午前 8 時～午後 8 時)
設立	昭和 35 年 5 月 18 日	組合員数	11,422 名
性格	地域信用組合		
総資産	56,944 百万円		

事業内容

A. 預金業務

(イ) 預金・定期積金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

取扱っておりません。

B. 貸出業務

(イ) 貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 有価証券の貸付業務

(ハ) 国債の引受け及び引受国債等の募集の取り扱い (個人向け国債に限る)

(二) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(c) 日本銀行の歳入復代理店業務

(ホ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ヘ) 株式払込金の受入代理業務

(ト) 保護預り及び貸金庫業務

(チ) 住宅ローンに係る火災保険、一時払い年金保険取扱い業務

平成25年度業績の概要

- **預 金** 当組合の預金残高は、538億円となり前期比1,216百万円（2.31%）増加となりました。景気の低迷が長期化しており、当地域においても観光客の減少、公共事業の減少など厳しい経済環境下、事業者取引の拡大と併せ、全戸取引をめざした家計性預金・積金、給振、年金などの推進に積極的に取組んだ結果、預金量は530億円台を安定的に維持することができ、地域の皆様のご理解、ご支援により、一応の業績を上げることができました。
- **貸出金** 当期末の貸出金残高は、242億円となり、前期比373百万円（1.56%）増加いたしました。貸出金については、21年12月に施行された中小企業金融円滑化法の趣旨に則り、条件変更等の申し出に対して積極的な取組みを行ったほか、下呂市経営安定資金や下呂市小口融資などの制度融資を前面に打出し、中小企業等事業者の円滑な資金供給に積極的に取組みました。また、個人融資（住宅ローン、消費者ローン）についても積極的な取組みを行いました。が、長引く地域経済の低迷の影響もあって、前向きな資金需要がほとんど無い中、貸出金は若干増加となりました。
- **収 益** 収益性改善に向けた取組策を策定し、下呂市経営安定資金や下呂市小口融資等の事業性融資及び個人ローン等の積極的推進による貸出金利息の向上と有価証券ポートフォリオの改善による収益向上策及び経営合理化・効率化に取組み経費節約等にも努力した結果、業務純益67百万円、経常利益154百万円、当期純利益115百万円を計上することができました。
- **組合員勘定** 平成26年3月期の組合員数は、11,422名、出資金は、529百万円となりました。純資産額は、当期末処分剰余金を加えて2,479百万円となりました。
- **自己資本** 平成26年3月期から導入された新自己資本比率規制（バーゼルⅢ）基準に則った自己資本額（自己資本比率算出の分子）は、2,377百万円、自己資本比率は、9.98%となり、国内基準（4.0%）を十分上回っており財務の健全性は安定的に確保されております。



総代会について

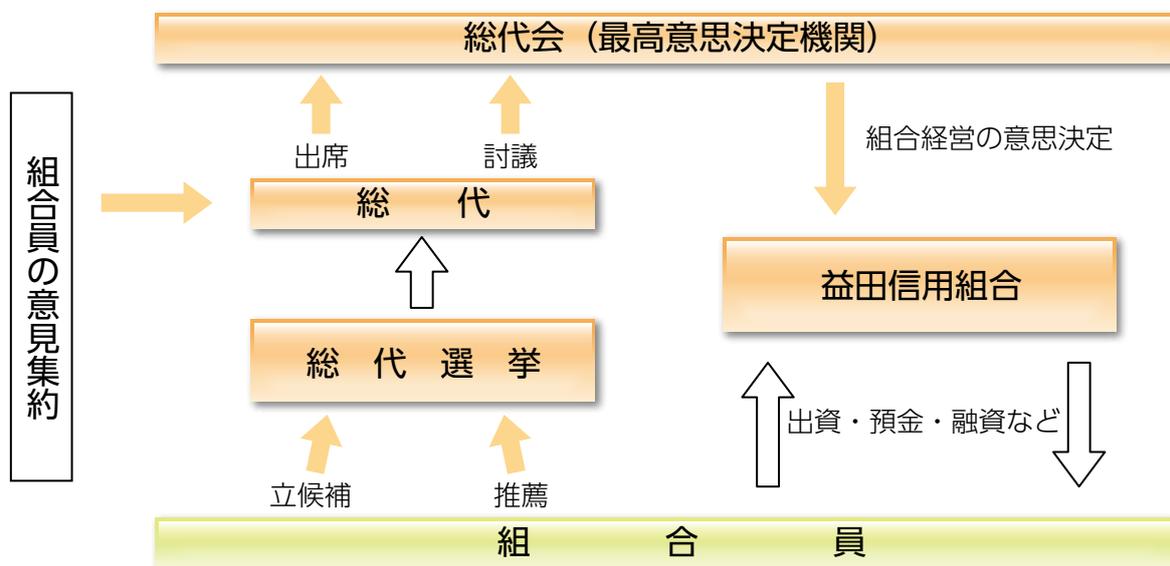
組合員の総意を適正に反映するための開かれた制度です。

1. 総代会の仕組み（役割）

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合では、組合員11,422名（平成26年3月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続により選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分案、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議・決議が行われております。総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査や日常の業務活動及びホームページ等を通じてコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続を経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、各地区（選挙区）毎に自ら立候補した方もしくは地区（選挙区）内の組合員20人以上から推薦された方の中から、その地区（選挙区）に属する組合員により、公平に選挙をお行い選出されます。

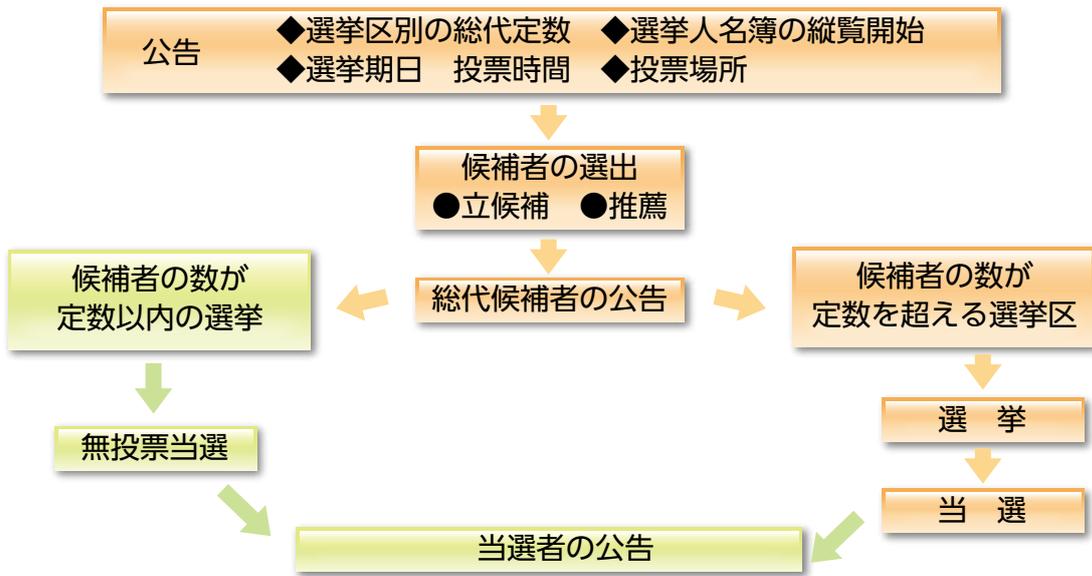
なお、総代候補者（立候補者（推薦を含む））の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者として選挙は行なっておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区（選挙区）を10ヶ所の区域に分け、総代の選出を行っております。

総代の定数は、100人以上110人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出してしております。（第19期総代は25年3月に選出されております。）

■総代選挙までの手続き



3.第54期通常総代会の決議事項

第54期通常総代会を平成26年6月20日(金) に開催し、次の議案を報告・付議し可決承認されています。

- ・第54期 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案承認の件
- ・第54期 事業報告、附属明細書報告の件
- ・第55期 事業計画案及び収支予算案承認の件
- ・役員報酬額決定の件
- ・借入金最高限度額決定の件

4.総代のご紹介

選挙区	総代定数	総代氏名					
下呂地区 本店営業地区	25名	(資)奥田屋旅館 伊佐地喜徳 伊東正紀 今井達雄 内垣戸忠司	大前泰造 片野敏正 桂川榮男 上村義和 川尻正美	樹下昌弘 日下部常義 下呂印刷(株) 下呂モータース(株) 米野友康	杉浦匡介 都竹潔 (株)ちゅう六商店 中川泰弘 幡建設(株)	松田建設(株) 山岸政雄 吉川俊行 森紀幸 住吉石油(株)	
萩原地区 萩原支店営業地区	30名	伊藤克己 今井弘 今井勝治 今井武史 今井好男	桂川正 桂川廣明 金子信男 金子博彦 金子昌文	金子義秋 日下部剛司 日下部靖臣 熊崎信彦 小池正勝	小池真人 島秀太郎 下町和夫 千田孫吉 曾我幸司	都筑千尋 戸谷正明 戸谷吉之 中島敏彦 中野征八郎	中林厚生 二村洋栄 向井龍三 (株)豊河製作所 (有)フタムラ設備
馬瀬地区 萩原支店営業地区	3名	野村東雄	二村富喜夫	森本繁司			
竹原地区 竹原支店営業地区	12名	今井作雄 今井正幸 河村直樹	河村正幸 北野進 熊崎定和	小池三次 米野直行 曾我薦	曾我康弘 中島鐘義 前野智		
上原地区 竹原支店営業地区	3名	今井登志雄	細江進	田口良次			
金山地区 金山支店営業地区	14名	礮部泰雄 大前世志夫 加藤茂里	鎌倉正和 小林千秋之 小林雅之	佐藤喜一 鈴村正博 竹腰修	中島行夫 松岡正昭 松本安昭	渡辺哲夫 (株)金子コンクリート	
中原地区 金山支店営業地区	2名	今井章	細江武濟				
小坂地区 小坂支店営業地区	12名	大森和夫 片岡三郎	加藤孝美 蒲信也	熊崎孔平 熊崎信義	中谷徹 藤村守	二村治秀 北條昌彦	山下年信 (株)都竹ゴム
加子母地区 加子母支店営業地区	8名	伊藤勇 犬飼政彦	今井啓示 桂川聖	熊澤和之 熊澤秀雄	細江修 安江勝		
白川町・東白川村地区 加子母支店営業地区	1名	安江真一					

報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事会において決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して、主として次の事項を規程で定めております。

a.決定方法 b.支払手段 c.決定時期と支払時期 d.在任期間ごとの引当倍率

(2) 平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単価:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	38	50
監 事	2	3
合計	40	53

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事7名、監事4名です。(退任役員を含む。)

注3. 上記以外に支払った役員退職慰労金は、監事1百万円です。使用人兼務理事3名の使用人分の報酬(賞与を含む。)は、26百万円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「主要な連結子会社等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、当組合には、連結子会社等はありません。

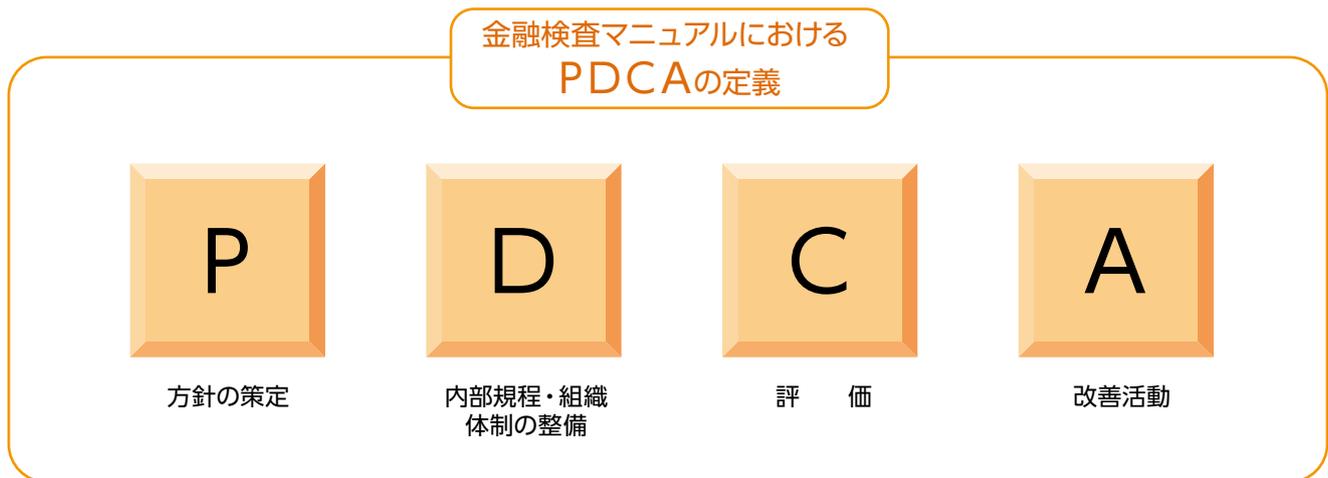
注3. 「同等額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注4. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職慰労金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることによって動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

経営管理（ガバナンス）態勢

業務の健全性及び適切性を確保し、信用の維持及び預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑化を図るためには、適切な経営管理（ガバナンス）のもと、業務の全てにわたる法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理が求められます。金融機関の経営管理（ガバナンス）が有効に機能するためには、適切な内部管理の観点から、各役職員及び各組織が、それぞれ求められる役割を果たしていかなければなりません。平成19年4月より金融検査マニュアルが改訂されたことに伴い、基本的にマニュアルに盛り込まれた内容について、P D C Aのサイクルが有効に機能するための体制や態勢の整備・充実を図ってまいります。



金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際して、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融機関商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不誠実なことを断定的に申上げたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する組合内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理態勢の強化に努めます。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

コンプライアンス（法令等遵守）態勢

コンプライアンス態勢

当組合は、高い公共性を有し、地域における協同組織の金融機関として

- ①中小零細企業及び勤労者の資金の円滑化に寄与し、
- ②組合員の経済的地位の向上に資し、
- ③ひいては地域社会の発展に貢献し、地域社会の組合員等の幸せづくりに奉仕することを目的として尽力してまいりました。

こうした社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するために、コンプライアンス態勢の強化に努めております。

コンプライアンス管理の基本方針

当組合は、コンプライアンスを組織全体に浸透させ、不祥事件の発生防止を図るとともに、反社会的勢力の排除に向けての取り組みをより強化するために、コンプライアンス基本方針を定めコンプライアンス態勢の強化を図っております。

1.社会的使命と公共性の自覚と責任

- (1) 当組合は、常に健全経営に徹することにより、中小零細事業者および勤労者の金融の円滑化に努めます。
- (2) 当組合は、常にお客様と組合員の方々へのサービスの向上に努めることにより、地域の中小零細事業者および勤労者の経済、社会、生活の健全な発展に貢献します。

2.信頼の確保

- (1) 当組合は、常に各種法令、規則を遵守し、その精神を尊重します。
- (2) 当組合は、誠実・公正な行動により、社会・顧客からの信頼の確保に努めます。

3.経営の透明性の確保

当組合は、常に組合員のみならず、地域社会並びに職員とのコミュニケーションを重視し、開かれた経営を実践します。

4.反社会的勢力との対決

当組合は、反社会的勢力の介入に対して、断固として立ち向かい、これを排除します。

当組合のコンプライアンス態勢

当組合が協同組織金融機関として地域社会に信頼されるためには、高い職業倫理と法令等の遵守など、社会の一員としてのルールを守ることは当然の責務であり、いささかも社会から批判を受けることのないように努めていかなくてはなりません。

そのための具体的な取組みとしては、まず役職員の法令等遵守の基本的行動規範である「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、各本店に備え置くとともに、その要旨を抜粋した「コンプライアンス・ハンドブック」を作成し全役職員に配布しております。

また、本部・営業店にコンプライアンス責任者、同担当者を配置するとともに各役職員の具体的な実践目標として毎年コンプライアンス・プログラムを策定し、計画の着実な実行に取り組んでおります。更に、「コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、当組合全体のコンプライアンス対応状況の的確な把握と管理に努めております。

当組合では「金融商品の販売等に関する法律」の施行に伴い、金融サービスにおける利用者保護を目的とした「金融商品に係る勧誘方針」を制定し、顧客本意の営業体制の整備と個々の営業職員の資質の向上を目指しております。

当組合職員が守るべき基本的な心構え

当組合の職員は、日々次のような基本的心構えをもって、業務を行うよう努めています。

- 1.組合の『信用』は、職員一人ひとりの信用の集積であることを自覚しているか。
- 2.信用を第一とする信用組合職員として誠実・公正な業務の遂行に心がけているか。
- 3.高い職業的倫理観が求められていることを自覚し、責任ある行動をとっているか。
- 4.お客様に対しては、常に『親切・丁寧・誠実』をもって接しているか。
- 5.自分の仕事に対する責任を自覚し、正確な事務処理に心がけているか。
- 6.チームワークを重んじ、職場秩序を保ち協力して業務を遂行しているか。

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出下さい。

【苦情・相談等窓口：益田信用組合 本部 業務推進部】TEL：0576-25-2009

FAX：0576-25-6082

受付日：月曜日～金曜日（祝日及び当組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後3時

なお、苦情等対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス：<http://www.masushin.jp/>

紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（TEL：03-3581-0031）、

第一東京弁護士会 仲裁センター（TEL：03-3595-8588）、

第二東京弁護士会 仲裁センター（TEL：03-3581-2249）

で、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務推進部または下記窓口「しんくみ相談所」までお申し出ください。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会下さい。

【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

TEL：03-3567-2456

本人確認法の目的

犯罪や麻薬取引等で得た収益をあたかも正常な取引で得た資金に見せかけるマネー・ローンダリングを防止し、テロ資金防止のため、平成15年1月6日から「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（本人確認法）」が施行されました。「ますしん」においてもお取引の際には、ご本人の確認を行うため所定の公的証明書の提示をお願いしております。最近多発している「振り込め詐欺」に関しても「ますしん」では本人確認の徹底により被害の未然防止に努めております。お客様の大切なご預金を守る観点からも本人確認が欠かせないこととなっております。

この本人確認の所定の公的証明書がない場合には、お取引ができない場合がありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

お客様への与信取引に関する説明の徹底

お客様との親密な関係を長く維持することを目的とし、与信取引に関し、法令に則り、お取引先の知識、経験および財産の状況を踏まえた重要な事項の説明態勢等に係るマニュアルを作成し、当該マニュアルに基づいて職場研修を実施し、全職員に対し説明責任の重要性と具体的な説明内容について徹底しております。

経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立

- (1) 個人連帯保証契約については、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めることを原則禁止とする。但し、例外的に経営者以外の第三者との間で保証契約を締結する場合は、下記のような特別な事情がある場合には、例外とする。
 - ①実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合。
 - ②経営者本人が高齢又は健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合。
 - ③財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合（ただし、協力者等が自発的に連帯保証の申し出を行ったことが客観的に認められる場合に限る。）
- (2) 保証履行時における保証人の履行能力等を踏まえた対応
保証人（個人事業主たる主債務者を含む。）に保証債務（当該主債務者の債務を含む。）の履行を求める場合には、「保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進する」という政策趣旨に鑑み、保証債務弁済の履行状況及び保証債務を負うに至った経緯などその責任の度合いに留意し、保証人の生活実態を十分に踏まえて判断される各保証人の履行能力に応じた合理的な負担方法とするなど、きめ細かな対応を行うものとする。

■内部統制基本方針

当組合は、次の通り、当組合の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という。）を整備し、その実効性の確保に努めるものとする。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等の遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、理事長があらゆる機会を捉えて法令等遵守の重要性について全役職員に周知徹底することにより、当組合の社会的責任を果たすことをその事業活動の前提とする。
- (2) 役職員による法令等遵守を確実に実現するため、理事会において、当組合の理念、基本方針及び役職員の行動指針を「倫理綱領」として定め、これに則った業務運営を実践するための具体的な手引書として、「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、これらを全役職員に周知徹底する。
- (3) 法令等遵守を確保する組織体制としては、法令等遵守に関する基本的事項は理事会で決定し、法令等遵守に関する具体的諸問題への対応はコンプライアンス統括部門であるコンプライアンス委員会が一元管理するとともに、各部署にコンプライアンス責任者、同担当者を配置して法令等遵守の実施状況を管理監督させる。
- (4) 職員が法令等遵守の観点から疑義のある行為を知った場合であって、所属部署の上司又はコンプライアンス責任者等を介さず、直接コンプライアンス統括部門に報告・相談を行うことができるコンプライアンス相談窓口を設置する。また、特に重大な違反事項に関する相談で匿名希望する場合は、顧問弁護士に相談できる。
- (5) 内部監査部門は、法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を理事会及び監事会に報告する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (1) 「理事会規程」、「文書保存規程」に従い、理事の職務の執行に係る情報の適正な保存及び管理を行う。
- (2) 理事及び監事は、前項に基づき保存及び管理している文書及び電磁的記録を常時閲覧できる。

3. 損失の危機（リスク）の管理に関する規程その他の体制

- (1) 適正なリスク管理を実現するため、理事会において、リスク管理の基本方針及び統合的なリスク管理態勢を定めた「統合的リスク管理規程」により、リスクの性質毎にそのリスクの特性に応じた管理規程等を制定する。
- (2) リスク管理の組織体制としては、リスク管理に関する基本的事項は理事会で決定し、当組合全体の統合的なリスク管理は統合リスク管理部門である統合リスク管理委員会で一元管理するとともに、リスクの性質毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性確保及び相互牽制機能の強化を図る。
- (3) 内部監査部門は、リスク管理状況についての監査を実施し、その結果を理事会及び監事会に報告する。

4. 職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務執行が効率的に行われることを確保するために、毎年6回定期的に又は必要に応じて臨時的に理事会を開催し、そこで事業方針・事業戦略及び組織に関する重要事項について審議し又は報告を受ける。
- (2) 理事会において、中期事業計画及び各年度の事業計画を策定し、その実施状況のモニタリング結果に係る報告を受ける。

5. 監事の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- (1) 監事が必要に応じて当組合の顧問弁護士、顧問税理士（山下員外監事が顧問税理士）等と連携を図り、また、必要に応じて監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- (2) コンプライアンス統括部門であるコンプライアンス委員会は法令等の遵守状況について、監査部は内部監査結果について、監事に定期的に報告し、意見交換を行う。
- (3) 監事が職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができるものとする。

その場合における当該使用人等に関しては以下の各項の定めによる。

- ①監事の監査の実効性確保のため、監事が監査部長に監査業務に必要な事項を命令し、監査部長は所属の職員を指名し監事の監査業務を補助させる。
 - ②監事の監査業務を補助する職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、担当部長の指揮命令は受けない。
 - ③監査部は監事との協議により、監事の要請した事項の監査を実施し、その結果を監事に報告する。
- (4) 監事への報告に関する体制は、以下のとおりとする。
- ①理事は次に定める事項を認識した場合は、直ちに監事に報告する。ただし、監事が出席した理事会等の会議で報告・決議された事項は、この限りでない。
 - a.理事会等で決議された事項
 - b.当組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - c.リスク管理及び内部監査に関する重要な事項
 - d.重大な法令・内部規程に違反する事項
 - e.コンプライアンス相談窓口の体制上の不備に関する事項
 - f.その他当組合の経営状況について重要な事項
 - ②職員は前項bからfに関する事項を発見した場合は監事に直接報告できる。
- (5) 監事は常に理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができる。

地域密着型金融の取組みについて

■中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

I.取組み方針

当組合は、地域での中小零細事業者や生活者が金融利便を享受するための金融機関として、これまで地域産業の育成・発展や豊かな暮らしづくりなど、さまざまな面で地域密着型金融に取り組んできましたが、この基本的使命は変わることなく、円滑な資金供給と金融サービスを提供して行くことが第一の使命であると考えております。また、これらの金融面を通じた地域貢献だけでなく、組合の持つ経営資源を活用し、地域経済活性化に向けた取組みや専門家との連携による事業再生支援等への取組み及び情報提供、相談機能の強化を図ることが必要と考えております。

当組合は、「経営計画」に新地域密着型金融推進計画を掲げ、引き続き、地域社会との共生を図りつつ、地域経済の発展を支える金融機関としての役割と責任を果たして行く所存であります。

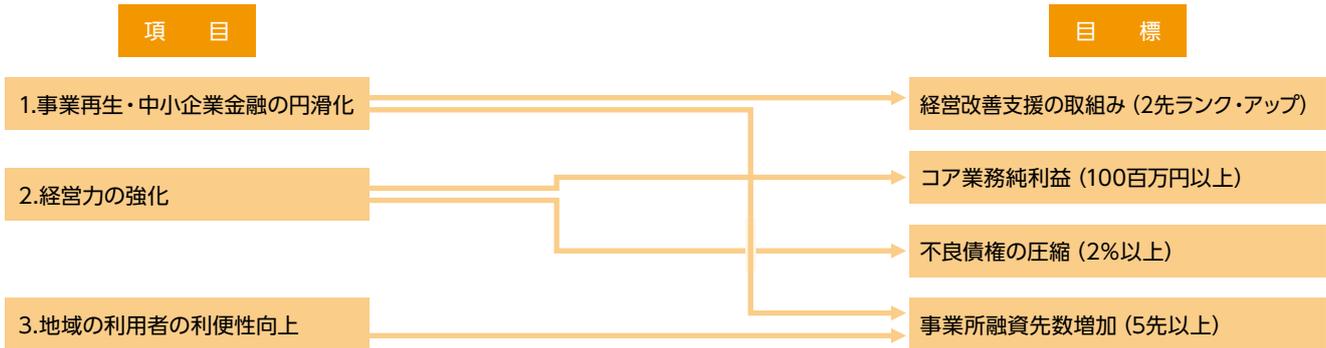
II.地域密着型金融推進計画期間

平成25年4月1日より平成26年3月31日

III.態勢整備

- ①地域密着型金融機関としての役割を認識し、営業地域内事業者に対する資金供給の円滑化を図っています。
 - ・限定した営業地域を基盤とする当組合の役割を認識し、営業地区内事業者等との取引基盤の強化を図ります。（融資取引先数の増強を推進。）
- ②中小企業支援協議会等専門家との連携を強化し、事業再生支援等に積極的に取り組んでいます。
 - ・創業・新事業支援（県保証協会等保証制度の積極的活用）
 - ・事業再生支援（中小企業再生支援協議会等専門家との連携強化による支援の取組み）
 - ・経営改善支援（経営改善計画書策定先に対するモニタリング等定期的検証と支援に向けたアドバイス・助言）
- ③平成24年7月2日「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」に関して、国土交通省・一般財団法人建設業振興基金とパートナー協定を締結し、連携を図ることにより建設企業の経営革新等を推進することを目的としています。また、「経営戦略相談窓口」を設置し、中小・中堅建設企業が抱える経営上の様々な課題に対する相談に対して、建設業に精通した中小企業診断士や公認会計士等の専門家がアドバイスをしています。
- ④平成24年8月30日「中小企業経営力強化支援法」が施行され、国が申請に基づき、中小企業の支援事業を行う「経営革新等支援機関」を認定することとなり、これを受けて、益信は、同年12月21日「経営革新等支援機関」の第二号認定を受けました。「経営革新等支援機関」として、今まで以上にスピード感と使命感を持って、中小企業金融円滑化に向け取組み、外部専門機関・専門家等との連携を強め、より一層のコンサルティング機能を発揮し、きめ細かな経営改善・事業再生支援を行えるよう、努めてまいります。
- ⑤「経営者保証に関するガイドライン」への対応
平成25年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合は、本ガイドラインを尊重し遵守するための態勢整備を実施いたしました。
- ⑥他団体との協調の下、地域経済活性化に向けた取組み等地域貢献活動を積極的に推進しています。
 - ・下呂温泉活性化に向けた積極的な取組み（いで湯卓球大会の実施と温泉客誘致に向けた支援活動（下呂温泉PRへの支援））
 - ・多重債務者相談窓口の設置等相談機能の強化

IV.平成25年度「地域密着型金融推進計画」に係る計数目標



V.取組状況

1.ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

取組み別項目	25年度計画 (対象先数)	25年度実績 (実績先数)
・ 経営改善支援	12先	12先
・ 事業再生	3先	4先

2.事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

取組み別項目	25年度計画 (取扱件数)	25年度実績 (取扱件数)
・ 保証協会融資の活用	149先 938百万円	104先 875百万円
・ 人材の育成 (上部団体主催研究会への参加)	派遣職員20名	派遣職員20名

3.地域の情報収集を活用した持続可能な地域経済への貢献

取組み別項目	取組み内容等
・ いで湯卓球大会の開催 (観光客誘致事業)	開催日：平成25年4月 (2泊3日) 開催場所：下呂交流会館 ホットアリーナ 参加者数：550名
・ 下呂温泉謝肉祭への協賛	下呂温泉旅館組合が主催する同イベントに積極的に参加
・ 河川敷清掃	下呂温泉花火ミュージカル開催後の清掃や飛騨川沿いの清掃作業に参加
・ 多重債務者救済 (当組合顧問弁護士との連携)	・ 25年度中の相談は、0件。
・ 観光立市である下呂市活性化のため、行政・業界団体と提供し、全国の信用組合に対し、観光客誘致のための案内文書を発送 (観光客誘致事業)	25年度においても、全国の信用組合に対し、理事長の挨拶文と下呂温泉観光パンフレットを同封して、各信用組合の「職員慰安旅行」「年金友の会旅行」等に下呂温泉を利用していただきたい旨の依頼文書を発送し、宿泊客の増加に寄与しております。
・ ビジネスマッチングを目的とした「異業種交流会」の開催	取引先経営者で構成する「益信経済クラブ経営講座」を開催し、異業種間交流を図っています。当会は毎年3回開催しており、地域経済の情報交換の場として毎回多数の参加者があります。通算95回の開催を行っています。
・ 子育て家庭応援キャンペーンの参加	18歳未満のお子様の人数に応じて、定期預金・定期積金・各種ローンの金利を優遇する商品「子育て応援団」を継続して行っています。

地域貢献活動

◆地域に貢献する「ますしん」の姿

当組合は、下呂市全域並びに中津川市加子母、付知町、福岡、加茂郡白川町、東白川村及び郡上市和良町等を営業地域とし、地元の中小零細企業者や地域住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。

中小零細企業者や地域住民一人ひとりの顔が見えるキメ細かな取引を基本としており、常に顧客（組合員）の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営原資を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

◆融資を通じた「ますしん」の姿

(1) 貸出先数・金額（平成26年3月期）

	設備資金		運転資金		合計	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業所融資		2,751		9,222	569	11,973
	住宅ローン		消費者ローン等		合計	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
個人融資	667	5,168	2,901	3,756	3,568	8,924
					合計	
					先数	金額
地方公共団体					4	3,302

(2) 地方自治体の制度融資等保証協会保証付き融資の取扱状況

当組合は、岐阜県や各市町村の中小企業向け制度融資の取扱い窓口指定されており、平成26年3月期現在の保証協会付融資は、601件 3,289百万円のご利用を頂いています。

『主な制度融資の概要』

制度の名称	融資対象等	融資利率	融資限度額		償還期間 [据置期間]		信用保証	担保・保証人
			運転資金	設備資金	運転資金	設備資金		
経営安定資金	○資金使途 ・長期事業資金	年2.0% 信用保証なしの場合年2.2%	万円 4,000	万円 6,000	7年以内 [1年以内]	10年以内 [1年以内]	必要により ・無担保：年0.45～1.5% ・有担保：年0.35～1.4% (県保証料補給率：年0.0%～0.4%)	金融機関又は県信用保証協会所定方法
小規模企業資金	●対象者 ・小規模企業者及び事業協同小組合	年0.8%	1,250万円以内 ※信用保証協会の保証付の融資残高が合計1,250万円以内となる新規融資額		7年以内 [1年以内]	10年以内 [1年以内]	すべて必要 年0.5～1.1% (県保証料補給率：年0.0%～1.1%)	無担保 無保証人 (法人の場合：原則代表者以外は不要)
季節資金 「夏季・年末」	○資金使途 ・夏季・年末時期に必要な短期事業資金 ・運転資金に限定	年1.5% 信用保証なしの場合年1.7%	1,000 ※組合 3,000万円	—	6ヶ月以内	—	必要により ・無担保：年0.45～1.5% ・有担保：年0.35～1.4% (県保証料補給率：年0.0%～0.4%)	金融機関又は県信用保証協会所定方法
経済変動対策資金	●対象者 (いずれかに該当する方) ・売上減少 (最近3か月の売上高が前年同期比5%以上減少) している方 ・直近の単年度決算で欠損が生じている方 ・売上総利益が減少 (最近3か月の売上総利益が前年同期比5%以上減少) している方 ・親事業者の経営合理化の影響を受けている方 ・セーフティネット保証 (2～8号) の認定を受けた方	年1.4%	1,000		7年以内 [1年以内]	10年以内 [1年以内]	すべて必要 無担保 年0.35～0.9% 有担保 年0.25～0.8% (県保証料補給率：年0.1%～1.0%)	原則無担保
市町村小口Z 市町村小口零細 企業融資保証	●対象者 小規模事業者 国の「小口零細企業保証制度」に準じ市町村が定めた融資制度に対する保証により、小規模企業者の安定的な資金調達の維持と経営の安定を図ることを目的とした保証制度	市町村の定める利率	1,250万円以内 で市町村が定める額		8年以内で市町村が定める期間		すべて必要 特別小口保険 ・年0.65% 無担保保険 ・年0.5～2.2%	無担保 ・保証人 必要なし 無担保 個人：原則不要 会社等：原則代表者のみ
市町村小口S 市町村小口 融資保証	●対象者 小規模事業者 市町村が定めた融資制度に対する保証により、小規模企業者の安定的な資金調達の維持と経営の安定を図ることを目的とした保証制度	市町村の定める利率	1,250万円以内 で市町村が定める額 (ただし、小口保証と合わせて 1,250万円以内)		8年以内で市町村が定める期間		すべて必要 無担保保険 ・年0.45～1.9%	無担保 個人：原則不要 会社等：原則代表者のみ

注) 上記は主な制度融資の概要です。詳細については、当組合窓口及び担当者にお問合せください。
市町村小口保証は、市町村の定める条件によります。

(3) 当組合の融資商品の概要と実績

当組合では、中小零細事業者や住民の資金ニーズにお応えするため、次のような融資商品を発売しております。

平成26年3月期現在のご融資額は4,141件242億円のご利用をいただいております。

『主な融資商品の概要』

商品の名称	商品概要	資金使途	融資利率	融資 限度額	償還期間		担 保	保証人
					運転資金	設備資金		
しんくみ パートナーズ	○個人事業者向けの事業資金のお申込にスピーディーに対応させていただく融資です。	運転資金 設備資金	年9.8% (保証料込み)	500万円	5年以内		原則不要	原則不要 (保証会社) 全国しんくみ保証(株)
ますしんTKC 経営者ローン	○TKC会員会計事務所をご利用の法人・個人事業主向けのご融資です。	運転資金 設備資金	・変動金利 ・最大1%優遇	1,000万円	5年以内	7年以内	原則不要	第三者保証人不要
住宅ローン	○住宅新築・改築借換に伴う建築資金のご融資です。	住宅資金	・変動金利 ・固定金利 (融資時の市場 金利情勢に 基づきます。)	6,000万円	-	1年以上 35年以内	対象となる 土地・建物	・(保証人利用) 配偶者含め 原則3名以上 ・(保証会社利用) 全国保証(株)
しんくみ フリーローン チョイス	○資金使途自由 (但し、事業性のご利用できません)	旅行・ 自動車・ 教育など	5.2%~13.8% (保証料込み)	300万円	7年以内		不要	原則不要 (保証会社) 全国しんくみ保証(株)
カードローン アラカルト	○急な出費やいざという時カード1枚でいつでもご利用いただけます。	資金使途 自由	6.5%~13.5% (保証料込み)	50万円~ 300万円	3年自動更新		不要	原則不要 (保証会社) 全国しんくみ保証(株)

注) 上記は主な融資商品の概要です。詳細については、当組合窓口及び担当者にお問合せください。

◆地域サービスの充実

(1) 顧客の組織化とその活動状況

名 称	設立年	対象者	会員数	活動状況等
益信経済クラブ	昭和57年 8月	企業経営者	224名	年3回の経営講演会の開催、総会、役員会
双葉会・友の会	店舗別に設立	事業者等	1,197名	年1回の親睦旅行の開催、役員会
年金友の会	昭和55年 2月	年金受給者等	4,141名	総会&懇親会・日帰り旅行、誕生花の進呈
信和会	昭和58年 10月	ゴルフ愛好者	210名	年6回のコンペの開催

注) 上記クラブの詳細は、それぞれの会の総会資料等をご覧ください。

(2) 情報提供活動等

当組合は、年2回年金友の会会員向けに「まめなかな」と題する情報誌を発行しております。
会員への配布時期：8月、1月の予定

(3) 年金・税務相談等

【年金相談】 各支店ごとに「隔月の月初」に相談日を設けて、無料相談会を開催しております。
事前に各支店窓口・渉外担当者にお問合せの上、お気軽にご来店ください。

【税務相談】 当組合本店において、税理士による税務相談を承っております。
原則、毎週「水曜日」に担当税理士がご相談・対応させていただきます。
事前に各支店窓口・渉外担当者にお問合せの上、お気軽にご来店ください。

金融円滑化対応のこれまでの取り組み

当組合のこれまでの取り組み

平成21年12月 2日	[中小企業者等の金融円滑化に関する基本方針並びに体制整備]理事会承認	平成24年 1月13日	[資本性借入金]の積極的活用に関する説明会(審査部長)
平成21年12月 4日	中小企業者等の金融円滑化に関する基本方針を全店店頭に掲示	平成24年 2月 8日	[「知ってナットク」説明会の開催。講師には東海財務局の入山氏により説明を受ける。
平成21年12月 9日	金融円滑化措置にかかる円滑な実施に向けた体制整備と金融円滑化ご相談窓口の設置	平成24年 6月13日	地域金融機関による出口戦略支援セミナーに出席(審査部長)
平成21年12月10日	岐阜県信用保証協会主催の条件変更対応保証制度に関する説明会に出席(審査部長)	平成24年 6月27日	地域金融機関による出口戦略支援セミナー(第二回)に出席(審査部長)
平成21年12月17日	東海財務局主催の中小企業金融円滑化法等の説明会に出席(審査部長)	平成24年 7月23日	中小企業サポート金融会議に出席(審査部長)
平成21年12月18日	中小企業者等の金融円滑化に関する勉強会開催(各店長)	平成24年 9月26日	中小企業支援ネットワーク拡大準備会に出席(審査部長)
平成21年12月30日	金融円滑化シート及び受付管理簿の作成を全店に周知	平成24年10月 3日	出口戦略セミナーに出席(審査部長)
平成22年 1月13日	ホームページへの掲載	平成24年10月15日	経営力強化保証制度に関する金融機関説明会に出席(審査部長)
平成22年 2月 1日	金融円滑化対応の状況について経営会議で説明	平成24年12月19日	中小企業金融円滑化法の期限到来に向けた金融機関の対応についての説明会に出席(審査部長)
平成22年 2月 6日	[「金融円滑化管理規程」]理事会承認	平成25年 1月30日	小規模事業者支援意見交換会に出席(審査部長)
平成22年 2月10日	中小企業者等の金融円滑化に関する研修会を開催(部店長以下渉外全員)	平成25年 2月22日	金融の円滑化と中小企業支援策に関する説明会に出席(審査部長)
平成22年 2月23日	金融検査マニュアル(平成21年12月)全店に配布	平成25年 5月14日	金融の円滑化と中小企業支援策に関する説明会に出席(審査部長)
平成22年 2月24日	東海財務局主催の金融検査マニュアル金融円滑化編についての説明会に出席(審査部長)	平成25年 5月20日	地域金融機関による事業再生セミナーに出席(審査部長)
平成22年 3月19日	金融円滑化関連 Q&A(2月12日公表分)を全店に配布	平成25年 5月21日	「岐阜県企業強化連携会議」第2回全体会議に出席(審査部長)
平成22年 3月28日	金融円滑化関連 Q&A(3月15日公表分)を全店に配布	平成25年 9月19日	金融庁業務説明会(審査部長)
平成23年12月14日	中小企業金融円滑化法の延長についての説明会資料を全店に配布	平成25年10月28日	「地域金融機関支援セミナー」への出席(審査部長)
平成23年 3月28日	[「地域密着型金融等に関する取り組みへの顕彰式」]に出席(審査部長)	平成25年11月25日	小規模事業者に対する協働支援の推進に向けて(提言)に係る説明会に出席(審査部長)
平成23年 5月13日	東日本大震災復興緊急保証制度に関する説明会に出席(審査部長)全店へ周知	平成25年12月 5日	平成25年度第1回ミラサポリレー研究会IN中部に出席(審査部長)
平成23年 5月25日	地域密着型金融に関する監督指針改正等についての説明会に出席(審査部長)説明会資料全店に配布	平成26年 1月29日	経営者保証ガイドライン対応保証制度に関する金融機関説明会に出席(審査部長)
平成23年11月 8日	[「特定回収困難債券」買取制度に係る説明会]に出席(審査部長)	平成26年 2月20日	経済連携協定の利用支援セミナーへの出席(審査部長)

中小企業金融円滑化法に基づく措置の実施状況

	件数	金額
法施工後(平成21年12月4日～平成26年3月31日)	585件	14,633百万円

※平成25年3月末までの実施状況はホームページで開示しています。

ご返済でお困りになっているお客様へ

当組合は、中小企業のお客様、住宅ローンをご利用のお客様からのご返済等に関するご相談について、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解度・経験・資産等の状況に応じて適切かつ丁寧な対応に努めていくために、貸出条件の変更等の申込みに対する方針を定め、これを遵守し、全役職員が一体となって取組んで参ります。

ご返済に関するご相談については、当組合の本支店の「金融円滑化ご相談窓口」または担当者のほか、下記のお問い合わせ窓口までお申し出ください。

また、お電話にてのご相談もご遠慮なくお申し出ください。

中小企業のお客様	住宅ローンご利用のお客様
お取引先の業況不振・倒産・廃業や受注減少、売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響(状況)等によりご返済が困難となった場合	勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職、出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収などの事情によりご返済が困難となった場合

ご返済等に関するご相談受付窓口

お問い合わせ場所	益田信用組合 本店及び各営業店窓口
受付日	当組合の営業日
相談時間	平日の午前9時から午後3時まで
お問い合わせ先	各本支店 本部相談窓口 TEL 0576-25-2009

個人情報保護法について

顧客情報等の大規模な流出や、個人情報の売買事件が多発し、社会問題化しています。それに伴い、国民のプライバシーに関する不安も高まっており、また、安全管理をはじめとする企業の個人情報保護の取組への要請も高まっています。このような背景から、平成17年4月1日に個人情報保護法が全面施行されました。

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等を遵守して以下の考え方に基づきお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページおよび窓口に掲載することにより公表しております。

1.個人情報の利用目的

当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客様の個人情報を、後記の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外では利用いたしません。また、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2.個人データの第三者提供

当組合は、上記利用目的の範囲内で後記の第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、次の場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

- (1) 法令等により必要とされている場合
- (2) お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合

なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本支店窓口までご連絡ください。

3.個人データの委託

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

4.個人データの共同利用

当組合は、上記利用目的の範囲内で後記の特定の者と個人データを共同利用しております。

5.個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人データの漏洩・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。また、役員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

6.お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

・お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

・お客様から当組合が保有するご自身に関する個人情報の訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

・お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法等に基づく正当な理由による）には、原則として利用停止等いたします。

なお、これらのご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続きの詳細については当組合本支店窓口までお申出ください。

7.ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、当組合本支店窓口、または以下の窓口にお申出ください。

益田信用組合 本部	TEL	0576-25-2009
	FAX	0576-25-6082

個人情報の第三者提供先

当組合では、お客様の個人情報について、以下の第三者へ提供しております。

〈個人情報を提供する第三者〉

- ・全国しんくみ保証株式会社
- ・全国保証株式会社
- ・プロミス株式会社
- ・株式会社損害保険ジャパン
- ・三菱UFJニコス株式会社
- ・株式会社クレディセゾン
- ・ライフカード株式会社
- ・岐阜県信用保証協会
- ・太陽生命保険株式会社
- ・岐阜県火災共済協同組合

〈利用目的〉

・保証業務等

〈提供情報の内容〉

・氏名・住所・生年月日・本籍・電話番号・申込金額・職業形態・年収・家族状況等…

〈提供手段〉

・保証申込書等による

個人情報の共同利用先

当組合では、お客様の個人情報について、以下の特定のものと共同利用しております

〈個人情報の共同利用先〉

- ・信組情報サービス株式会社
- ・高山手形交換所
- ・全国銀行個人信用情報センター

〈利用目的〉

・当組合が取扱う法令により認められた業務等

〈提供情報の内容〉

・氏名・住所・生年月日・本籍・電話番号・申込金額・職業形態・年収・家族状況等…

なお、個人情報に係わる業務内容ならびに利用目的については、窓口および当組合のホームページに掲載しております。

■当組合の自己資本の充実の状況等について

1.自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、地域のお客様による（普通）出資金にて調達しております。

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金により構成されております。

普通出資	①発行主体：益田信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：2,377百万円
------	--

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまでの内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性、安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画・収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

3.信用リスクに関する事項

イ.リスクの管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の下、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスク管理は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、大口与信集中を抑制するために個社別、同一企業グループ別、業種別にリスク・リミットを設定して管理しており、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため3億円以上の大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、審査部が担当し、常勤役員で構成する統合リスク管理委員会（リスク管理統括部署）で協議・検討を行うとともに、定期的に理事会（経営陣）に対する報告態勢を整備しております。貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果について監査部の監査や監事監査を受けるなど適正な計上に努めております。

ロ.リスク・ウェートの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェートの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しております。

※国内発行債券：株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所

※外国及びユーロ発行債券：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・シーティング・サービス

4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取り上げに際し、資金用途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判定をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付として認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取り上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める基準書や手続書等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合が定める各種約定書に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当します。

尚、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引及び長期決済期間取引は該当がありません。

6.証券化エクスポージャーに関する事項

当組合の証券化取引における役割は投資家に限定しております。したがって、有価証券運用と同様投資目的で保有しており、上記「3. 信用リスクに関する事項」でご説明したリスク管理態勢と同様です。

平成26年3月期保有している証券化商品はありませぬ。

7.オペレーショナル・リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから当組合に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスク計測に関しましては、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらのリスクに関しましては、事務部をリスク管理担当部署と定め、統合リスク管理委員会（リスク管理統括部署）で協議・検討を行うとともに、定期的に理事会に対して報告する態勢を整備しております。

ロ.証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、当組合の「余裕資金運用規程」、「自己査定基準及び償却・引当基準」等に基づき処理し、規程等に定めのない部分については日本公認会計士協会等が定めた「金融商品に係る会計基準」、「金融商品会計に関する実務指針」などに基づき、適正な処理を行っています。

ハ.オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、基礎的手法を採用しております。

8.出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当しますが、当組合では、全国信用協同組合連合会とその他の出資金(ゴルフ会員権)と(株)商工組合中央金庫、信組情報サービス(株)及びしんくみ総合サービス(株)等の株式を保有しています。これは、業務上の保有で投資目的ではありません。

9.銀行勘定における金利リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、双方とも定期的に計測・評価を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測を行い、統合リスク管理委員会で検討・協議するとともに、必要に応じて理事会に報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

ロ.内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

・計測手法

当組合は、信用組合業界で運用しているSKCセンターから預貸金等の金利更改ラダーのデータを入手し、NOMURA i-Portシステムを用いて、GPS方式により金利リスク量を計測しております。

GPS方式とは、過去のデータを使って、(観測期間5年)、一定の期間(1年保有期間)、一定の確率で発生し得る(信頼区間99%)最大の損失額を計測する手法です。

・計測対象

「資産運用勘定・負債調達勘定」のうち金利感応度資産・負債

・コア預金

対 象：流動性預金

算定方法：「①過去5年間の最低残高」、「②過去5年間の最大流出量を現在残高から差引いた残高」、「③現残高の50%相当額」、以上3つのうち最小の額を採用

・金利ショック幅

GPS方式(99%タイル又は1%タイル値)

・リスク計測の頻度

毎月末ごと

1. 新・自己資本の構成に関する事項①

(単位：千円)

項 目	平成25年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資金又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	2,277,754	
うち、出資金及び資本剰余金の額	529,753	
うち、利益剰余金の額	1,763,757	
うち、外部流出予定額(△)	△ 15,756	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	99,822	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	99,822	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,377,577	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	5,227
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	5,227
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等対象普通出資等の額	—	23,881
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	2,377,577	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセット等の額の合計額	22,316,030	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に参入される額の合計額	△ 424,897	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	5,227	
うち、繰延税金資産	—	
うち、前払年金費用	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 454,006	
うち、上記以外に該当するものの額	23,881	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,490,344	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	23,806,374	
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	9.98%	

(注) この様式において使用する用語は、自己資本比率告示(協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)をいう。以下同じ。)において使用する用語のによっています。

なお、当組合は国内基準を採用しております。

新・自己資本の構成に関する事項②

(単位：千円)

項 目	平成24年度
	金 額
(自己資本)	
出資金	520,631
非累積的永久優先出資	—
優先出資申込証拠金	—
資本準備金	—
その他資本準備金	—
利益準備金	504,730
特別積立金	1,106,042
繰越金(当期末残高)	37,814
その他	—
自己優先出資(△)	—
自己優先出資申込証拠金	—
その他有価証券の評価差損(△)	—
営業権相当額(△)	—
のれん相当額(△)	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(△)	—
基本的項目(A)	2,169,218
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価格の差額の45%相当額	—
一般貸倒引当金	100,375
負債性資本調達手段等	—
負債性資本調達手段	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—
補完的項目不参入額(△)	—
補完的項目(B)	100,375
自己資本総額 {(A)+(B)} (C)	2,269,593
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完を持つ/0ストリップス(告示第223条を準用する場合を含む)	—
控除項目不参入額(△)	—
控除項目計(D)	—
自己資本額 {(C)-(D)} (E)	2,269,593
(リスク・アセット等)	
資産(オン・バランス項目)	21,835,779
オフ・バランス取引項目	77,345
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,458,167
リスク・アセット等計(F)	23,371,291
単体Tier1比率(A/F)	9.28 %
単体自己資本比率(E/F)	9.71 %

- (注) 1. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。
2. 「その他有価証券の評価差損(△)」欄は、平成25年3月31日までの間は、平成20年度金融庁告示第79号に基づく特例に従い当該金額を記載しておりません。なお、特例を考慮しない場合の金額は次のとおりです。「0百万円」
3. 金額は、単位未満を切捨てて表示しております。(以下、の各表における金額についても同様であります。)

新・自己資本の構成に関する事項③

(単位：千円)

	平成24年度		平成25年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	21,913,124	876,524	22,316,030	892,641
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	21,835,779	873,431	22,677,463	907,098
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	22,594	903	21,549	861
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	166,361	6,654	47,002	1,880
国際開発銀行等向け	115	4	1,080	43
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	20,437	817	20,772	830
地方三公社向け	20,223	808	20,169	806
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,470,866	218,834	5,566,077	222,643
法人等向け	9,341,032	373,641	8,557,494	342,299
中小企業等向け及び個人向け	3,948,916	157,956	3,917,245	156,689
抵当権付住宅ローン	577,801	23,112	619,806	24,792
不動産取得等事業向け	50,000	2,000	50,000	2,000
三ヶ月以上延滞等	545,183	21,807	458,731	18,349
取立未済手形	525	21	543	21
信用保証協会等による保証付	300,282	12,011	293,873	11,754
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	65,534	2,621	273,069	10,922
出資等のエクスポージャー			273,069	10,922
重要な出資のエクスポージャー			—	—
上記以外	1,305,902	52,236	2,830,048	113,201
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー			454,006	18,160
信用協同組合連合会の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー			97,400	3,896
特定項目のうち調達項目に算入されない部分に係るエクスポージャー			382,300	15,292
上記以外のエクスポージャー			1,896,341	75,853
②証券化エクスポージャー			234	9
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
(うち、再証券化)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	—	—	234	9
(うち、再証券化)	—	—	—	—
③複数の資産を裏付けとする資産(所謂ファンド)のうち個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	29,108	1,164
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			△ 454,006	△ 18,160
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額			—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー			36	1
ロ.オペレーショナル・リスク	1,458,167	58,326	1,490,344	59,613
ハ.単体総所要自己資本額 (イ + ロ)	23,371,291	934,851	23,806,374	952,254

(注)1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「三ヶ月以上延滞等」とは、元本及び利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞してする債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しております。

{オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法}

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間の内、粗利益が正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間の内、粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額×4%

(2)信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別及び残存期間別)

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	24年度		25年度		24年度		25年度		24年度	25年度
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
製造業	4,391	3,121	2,062	1,973	2,329	1,148	—	—	127	37
農業、林業	81	154	81	154	—	—	—	—	—	—
漁業	2	4	2	4	—	—	—	—	—	—
鉱業、砕石業、砂利採取業										
建設業	2,395	2,621	2,379	2,605	16	16	—	—	32	30
電気・ガス・熱供給・水道業	726	983	120	165	605	818	—	—	—	—
情報通信業										
運輸業、郵便業	520	396	116	196	404	200	—	—	—	—
卸売業・小売業	3,238	3,135	2,721	2,624	516	510	—	—	223	128
金融業・保険業	10,322	9,760	1,104	603	9,218	9,156	—	—	—	—
不動産業	469	488	63	183	406	304	—	—	—	—
物品賃貸業										
学術研究、専門・技術サービス	98	338	98	135	0	202	—	—	—	—
宿泊業	2,762	2,703	2,757	2,698	5	5	—	—	136	136
飲食業	566	683	566	683	—	—	—	—	66	66
生活関連サービス業、娯楽業	535	442	234	241	301	200	—	—	—	—
教育、学習支援業										
医療、福祉	8	5	8	5	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	879	854	879	854	—	—	—	—	—	42
その他の産業	566	100	264	100	302	—	—	—	—	—
国・地公体等	3,483	5,033	2,782	3,304	700	1,729	—	—	—	—
個人	7,670	7,730	7,670	7,730	—	—	—	—	135	78
その他	806	1,033	—	—	806	1,033	—	—	—	—
業種別合計	39,528	39,592	23,915	24,265	15,612	15,327	—	—	721	520
1年以下	14,354	15,427	12,395	12,004	1,959	3,423	—	—	—	—
1年超3年以下	8,952	9,091	3,226	3,882	5,726	5,209	—	—	—	—
3年超5年以下	6,058	4,443	2,389	2,480	3,669	1,963	—	—	—	—
5年超7年以下	1,748	1,905	1,391	1,494	357	411	—	—	—	—
7年超10年以下	1,589	1,619	1,285	1,415	304	204	—	—	—	—
10年超	5,367	5,752	2,630	2,432	2,737	3,320	—	—	—	—
期間の定めのないもの	1,456	1,353	599	558	857	794	—	—	—	—
残存期間別合計	39,528	39,592	23,915	24,265	15,612	15,327	—	—	—	—

(注) 1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2.「三か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. CVARリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

※当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地区別」の区分は省略しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	平成24年度	21	100	—	21	100
	平成25年度	100	99	—	100	99
個別貸倒引当金	平成24年度	432	600	5	426	600
	平成25年度	600	405	113	487	405
合計	平成24年度	453	700	5	448	700
	平成25年度	700	505	113	587	505

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0	533	3,503	1,687	4,298
10	196	3,049	199	2,971
20	9,085	16,137	8,216	16,421
35	-	1,698	-	1,814
50	3,794	522	3,785	239
75	-	6,645	-	6,882
100	2,000	7,926	1,414	8,753
150	2	181	38	126
250	-	-	23	-
1250	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	15,612	39,664	15,366	41,508

- (注) 1.格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 4.「1、250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1、250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

(3) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
①ソブリン向け	-	-	-	-	-	-	-	-
②金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-
③法人等向け	-	-	-	-	-	-	-	-
④中小企業等・個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-
⑤抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
⑥不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-	-	-
⑦3ヵ月以上延滞等	-	-	-	-	-	-	-	-
⑧出資等	-	-	-	-	-	-	-	-
出資等のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
⑨他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
⑩信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調達項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-	-
⑪その他	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2.上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。
 3.「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	-	1
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差引いた額	-	-

担保の種類別の額	平成24年度	平成25年度
該当するものは、ありません		

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
該当するものは、ありません				

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
①派生商品取引合計	-	-	-	-
(i) 外国為替取引	-	2	-	2
(ii) 金利関連取引	-	-	-	-
(iii) 金関連取引	-	-	-	-
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(vi) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
②長期決済期間取引	-	-	-	-

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本	平成24年度	平成25年度
該当するものは、ありません		

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限る。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

◆オリジネーターの場合

該当事項なし

◆投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（単位：百万円）

	平成24年度		平成25年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	—	—	—	1
（i）カードローン	—	—	—	—
（ii）住宅ローン	—	—	—	—
（iii）自動車ローン	—	—	—	—

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
	オンバランス取引		オンバランス取引	
20	—	1	—	0
50	—	—	—	—
100	—	—	—	—
350	—	—	—	—
1,250	—	—	—	—
（i）カードローン	—	—	—	—
（ii）住宅ローン	—	—	—	—
（iii）自動車ローン	—	—	—	—

（注）1. 所要自己資本の額 = エクスポージャー残高 × リスク・ウェイト × 4%

2. 「1. 250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

なお、（i）～（iii）は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

3. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

③証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当事項なし

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

区分	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	65	—	296	—
合計	65	—	296	—

（注）投資信託等の複数の資産を裏づけとするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	平成24年度	平成25年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償却	—	—

（注）損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	平成24年度	平成25年度
評価損益	139	185

（注）「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とはその他有価証券の評価損益です。

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	平成24年度	平成25年度
評価損益	—	—

（注）「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社株式の評価損益です。

(8) 銀行勘定の金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

	金利リスク	
	平成24年度	平成25年度
金利ショックに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済的価値の増減額	283	330

（注）金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を及ぼすもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。

当組合では金利ショック計測について、日興NBAシステムを用いて再評価方式を採用しております。具体的には、過去のデータ（観測期間5年）、一定の期間（保有期間1年）、一定の確立（信頼区間99%）によって、最大損失額（パーセンタイル値）を計測しております。

リスク管理について

リスク管理の基本方針

益田信用組合では「リスク管理統括部署（統合リスク管理委員会）」を設置し、統合リスク管理委員会が総合的リスク管理の要として各種リスクの把握と分析結果を踏まえ、全てのリスクに対する基本方針と責任の所在を明確にし、必要なリスク回避と収益の確保に努めております。

各種リスクの管理状況の概要

信用リスク 貸出の審査にあたっては、貸出先の経営状態を的確に把握し、「安全性」、「公共性」など貸出の基本原則に則り、常に貸出資産の健全化・良質化を図り、役職員の審査・管理能力の向上に努めています。益田信用組合は、小口多数取引を基本に大口集中を避けながら、中小零細企業者・地域内個人の方々の発展・生活向上につながる貸出に努めています。

市場リスク 市場リスクは、金利リスク、価格変動リスク、為替変動リスクからなり、金利情勢や株式市場に先行き不透明感が払拭されない状況を踏まえ、経営体力に見合ったリスク・リミット（VaR値）及び有価証券運用枠を定めて、流動性を確保しながら、慎重かつ、効率的運用による収益確保に努めております。

流動性リスク 益田信用組合は、経営計画を踏まえた確かな資金ポジションを確保するため、預金や貸出金を日常的に管理するとともに、緊急時の対応策等、様々なレベルの対応策を立てて、調達手段、調達先の多様化など調達力の強化を図り、流動性確保に向けた万全の態勢をとっております。

事務リスク 事務リスクの重要性に鑑み、事務部による事務指導の充実を図る一方、機械化・システム化による事務リスクの軽減化に取り組んでおります。また、権限の厳正化、事務手続きなど規定の整備を図って事務処理能力の向上に努めております。更に、本部監査部による抜き打ち臨店監査の実施と部・店内検査を義務付けて事務処理状況の厳正なチェックを行い、事故の未然防止と事務レベルの向上を図っております。

システム・リスク 信用組合の共同事務センターである「信組情報サービス(株)」（略称SKC）にオンラインシステムの運用を委託してリスクの軽減を図り、SKCとの連絡・協力体制の構築に努め、システムリスク管理の認識の共有化に努めるとともに、システム管理態勢を整備して、重要なデータファイルやプログラム等顧客情報などの適切な管理を行っております。

法務リスク 各種業務遂行にあたって、関係法令をはじめ規程等規範に照らし適正であるかを法務部門が厳正なリーガルチェックを行い、コンプライアンス態勢の維持・改善を図りながら全般的法務リスクの的確な把握と適正な管理に努めています。

ペイオフ、預金保険制度について

「ペイオフ」とは、預金等を扱う金融機関が破綻した場合、預金者に対して普通預金や定期預金等の元本と利息について、預金保険機構が一定限度までの払い戻し（ペイオフ）をする制度です。

なお、ペイオフが全面解禁となった平成17年4月以降、全面保護の対象となるのは決済用預金のみです。

当組合では、ペイオフの全面解禁にあたり下記の「無利息型普通預金」を新たに切り揃えたほか、職員研修を徹底するなどして、お客様のご質問・ご相談に的確に対応できる態勢を整えています。

預金等の保護の範囲		平成17年4月～
商品の分類	期間	
預金危険保険制度の対象預金等	当座預金 普通預金 別段預金	決済用預金にあたる預金は全額保護
	定期預金 定期積金 等	合算して元本1,000万円までとその利息等 ^(※) を保護 〔1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）。〕
対象外預金等	外貨預金 譲渡性預金 等	保護対象外 〔破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）。〕

(※) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配のうち一定の条件を満たすもの等も利息と同様に保護されます。

決済用預金とは

安全確実な決済手段として、金融機関の破たん時にも全額保護される預金のことです。

決済用預金の3条件

- 無利息
- 要求払い（預金者の要求にしたがい、いつでも払い戻しができること）
- 決済サービスを提供できること（引き落とし等ができる口座であること）

(注) 「決済用預金」という新たな名称の預金ができるのではなく、例えば、当座預金のようにこれらの条件をすべて満たす預金が全額保護されるというものです。

無利息型普通預金の特徴

- 決済用預金の3要件（①無利息、②要求払い、③決済サービスを提供できること）を満たす預金ですので、平成17年4月以降も引き続き預金保険制度により全額保護されます。
- 現行の普通預金と同様に、公共料金等の自動支払いや給与・年金等の自動受取りができます。
- 現行の普通預金と同様に、個人のお客様につきましては、総合口座のお取扱いができます。

貸借対照表（資産の部）

（単位：千円）

資産	平成24年度（第53期）	平成25年度（第54期）
現金	706,934	977,509
預け金	14,794,991	15,889,675
買入金銭債権	—	—
有価証券	15,557,777	15,327,658
国債	—	1,228,440
地方債	100,990	100,720
社債	5,663,157	4,487,380
株式	51,550	51,550
その他の証券	9,742,080	9,459,568
貸出金	23,827,300	24,200,548
割引手形	447,686	369,504
手形貸付	1,660,139	1,544,768
証書貸付	20,357,937	20,899,391
当座貸越	1,361,537	1,386,884
その他資産	516,981	258,917
未決済為替貸	2,625	2,717
全信組連出資金	97,400	97,400
前払費用	3,240	2,114
未収収益	137,306	105,671
その他の資産	276,408	51,014
有形固定資産	545,513	575,122
建物	219,685	206,586
土地	274,025	274,025
リース資産	—	—
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	51,802	94,510
無形固定資産	7,804	7,365
ソフトウェア	1,072	633
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	6,731	6,731
前払年金費用	—	—
繰延税金資産	180,502	150,782
債務保証見返	81,577	61,925
貸倒引当金	△ 700,647	△ 505,190
（うち個別貸倒引当金）	（△ 600,272）	（△ 405,367）
資産の部合計	55,518,735	56,944,315

貸借対照表（負債の部）

（単位：千円）

負債	平成24年度（第53期）	平成25年度（第54期）
預金積金	52,661,506	53,878,266
当座預金	2,105,722	2,532,473
普通預金	8,983,730	8,841,559
貯蓄預金	3,391	1,862
通知預金	9,000	35,700
定期預金	38,312,759	38,952,947
定期積金	3,184,773	3,278,962
その他の預金	62,129	234,762
借入金	—	60,000
その他負債	183,519	189,374
未決済為替借	10,058	6,924
未払費用	95,679	104,415
給付補填備金	9,624	9,873
未払法人税等	12,183	11,480
前受収益	6,813	7,543
払戻未済金	3,833	5,567
職員預り金	35,671	33,317
リース債務	—	—
その他の負債	9,655	10,253
賞与引当金	—	—
退職給付引当金	55,289	53,565
役員退職慰労引当金	209,528	220,159
その他の引当金	3,110	1,975
債務保証	81,577	61,925
負債の部合計	53,194,532	54,465,267
（純資産の部）		
出資金	520,631	529,753
普通出資金	520,631	529,753
利益剰余金	1,663,947	1,763,757
利益準備金	504,730	504,730
その他利益剰余金	1,159,217	1,259,027
特別積立金	1,306,042	1,106,042
（うち目的積立金）	（—）	（—）
当期末処分剰余金	△146,825	152,984
組合員勘定合計	2,184,578	2,293,510
その他有価証券評価差額金	139,624	185,537
土地再評価差額金	—	—
評価・換算差額等合計	139,624	185,537
純資産の部合計	2,324,202	2,479,047
負債及び純資産の部合計	55,518,735	56,944,315

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	47年～	50年
その他	3年～	6年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店（営業関連部署）の協力の下に審査部（資産査定部署）が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 退職給付引当金は従業員からの退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

 - 制度全体の積立状況に関する事項（平成25年3月31日現在）

年金資産の額	320,555百万円
年金財政計算上の給付債務の額	321,338百万円
差引額	△782百万円
 - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自平成24年4月分 至平成25年3月分） 0.325%
 - 補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高31,358百万円（及び別途積立金30,576百万円）である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金7百万円を費用処理している。

なお、（特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで計算されるため）上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としている。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 445百万円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 0百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 811百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は81百万円、延滞債権額は927百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目

的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

18. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は0百万円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は478百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計は1,488百万円であり
ます。
なお、17. から20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用して
います。
22. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、369百万円であり
ます。
23. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	60百万円
	有価証券	0百万円
担保資産に対応する債務	借入金	60百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行歳入復代理店等のために預け金815百万円を担保として提供して
おります。
24. 出資1口当たりの純資産額は2,339円81銭です。
25. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有し
ております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスクの管理
当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度
額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営して
おります。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に統合リスク管理委員会及び
経営陣による理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総務部
資金運用課において、信用情報や時価の把握を定期的に行い、統合リスク管理委員会及び経営陣による
理事会を開催し、審議・報告を行っております。
 - ② 市場リスクの管理
 - (i) 金利リスクの管理
当組合は、ALM及び野村i-Portによって金利の変動リスクを管理しております。
市場リスク管理に関する規程及びマニュアルにおいて、リスク管理方法や手続等の詳細を定めて
おり、統合リスク管理委員会において決定された市場リスク管理及びALMに関する方針に基づき、理事
会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には総務部資金運用課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分
析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで統合リスク管理委員会、理事会に報告
しております。
 - (ii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、有価証券等運用方針に基づき、理事会の監督の下、
市場リスク管理規程及び同マニュアルに従い行われております。
このうち、総務部資金運用課が、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定の
ほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
総務部資金運用課で保有している株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環
境や財務状況などをモニタリングしています。
これらの情報は総務部資金運用課から、統合リスク管理委員会に報告された後、理事会に定期的に報
告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、有価証券のうち非上場株式を除く有価証券と預け金、貸出金及び預金の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク・リミット枠の範囲内となるよう管理しております。

当組合のVaRは「分散共分散法（ルートT倍法）」（保有期間（満期120日、その他60日）、信頼区間99%、観測期間250営業日）により算出しており、平成26年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当組合の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で396百万円です。

なお、当組合では四半期毎にVaR計測システム適切性を確認するバックテストを行っています。VaRとは将来の損失額を一定の条件下で事前に見積もった金額なので、実際に発生した損失額が、事前に見積もったVaRの金額以内に収まったかどうかを確認するものです。

当組合は、バックテストの計算対象としては「全体のみ」とし、条件設定は、観測期間250営業日、信頼区間99%、保有期間1日の設定とし、事前に見積もった250営業日ごとの250回の各営業日VaRの金額と実際に発生した各営業日ごとの損失額を対比して、VaRの金額以内に収まっている回数によってVaR計測システムのモデルの適切性を判定しております。

判定の方法は、「①0～4回をグリーンゾーン・・・モデルに問題がないと考えられる」、「②5～9回をイエローゾーン・・・問題の存在が示唆されるが決定的ではない」、「③10回以上・・・まず間違いなくモデルに問題がある」のBISの「3ゾーン・アプローチ」に当てはめて判定しており、平成26年3月31日現在のバックテストの結果は「①0～4回のグリーンゾーン」に該当し、モデルは問題ないものと判定しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	15,889	15,909	19
(2) 有価証券	15,327	15,267	△60
満期保有目的の債券	500	439	△60
其他有価証券	14,827	14,827	—
(3) 貸出金(*1)	23,695	24,407	712
貸倒引当金(*2)	△505	△505	—
(4) 買入金銭債権	—	—	—
金融資産計	54,912	55,584	671
(1) 預金積金	53,878	53,965	87
(2) 借入金	60	60	—
(3) その他	33	33	—
金融負債計	53,971	54,058	87

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR, SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金、その他

帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	51
組合出資金 (*2)	97
合 計	148

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金（全信組連出資金）のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下30.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
その他	100	105	5
小 計	100	105	5

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
その他	400	334	65
小 計	400	334	65
合 計	500	439	60

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	— 百万円	— 百万円	— 百万円
債 券	4,554	4,501	53
国 債	405	400	5
地方債	100	100	0
社 債	4,048	4,001	47
その他	7,586	7,388	197
小 計	12,140	11,889	251

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	51 百万円	51 百万円	— 百万円
債 券	1,262	1,297	35
国 債	823	843	20
地方債	—	—	—
社 債	438	453	14
その他	1,373	1,403	29
小 計	2,687	2,752	65
合 計	14,827	14,642	185

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

28. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

29. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
149百万円	10百万円	50百万円

30. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	1,800 百万円	2,518 百万円	300 百万円	1,200 百万円
国 債	—	—	—	1,200
地方債	—	100	—	—
社 債	1,800	2,418	300	—
その他	1,700	4,500	100	2,000
合 計	3,500	7,018	400	3,200

31. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、下記の賃貸不動産を保有しております。

土地・・・下呂市森字大下り883-6、883-7、883-8

土地・・・下呂市東上田字川原崎583-4

建物・・・下呂市東上田字川原崎583-4 (倉庫)

32. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額……………59百万円

時 価……………34百万円

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,319百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,319百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徵求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 1. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	124百万円
役員退職慰労引当金損金算入限度額超過額	—
有価証券償却損金算入限度額超過額	—
その他	26
繰延税金資産小計	150
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	150

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の29.023%から27.241%となります。この税率変更により、繰延税金資産は9百万円減少し、法人税等調整額は9百万円増加しております。

35. 表示方法の変更

前事業年度において「その他資産」の「その他の資産」に含めていた「前払年金費用」は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第23号平成26年3月28日)により改正された「協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正」(平成5年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、当事業年度より独立掲記しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	平成24年度 (第53期)	平成25年度 (第54期)
経常収益	989,733	1,086,075
資金運用収益	899,123	917,444
貸出金利息	581,677	568,827
預け金利息	60,894	45,242
有価証券利息配当金	246,683	298,753
その他の受入利息	9,867	4,620
役務取引等収益	63,949	61,685
受入為替手数料	23,215	23,018
その他の役務収益	40,733	38,666
その他業務収益	20,079	8,387
国債等債券売却益	9,758	—
国債等債券償還益	2,340	2,637
その他の業務収益	7,981	5,750
その他経常収益	6,581	98,557
貸倒引当金戻入益	—	81,888
償却債権取立益	1,445	1,310
株式等売却益	—	10,424
その他の経常収益	5,136	4,934
経常費用	1,252,060	931,880
資金調達費用	103,183	84,412
預金利息	96,014	77,584
給付補填備金繰入額	6,618	6,397
借入金利息	153	48
その他の支払利息	396	382
役務取引等費用	84,126	88,434
支払為替手数料	10,006	9,773
その他の役務費用	74,119	78,660
その他業務費用	56,544	50,832
国債等債券売却損	1,017	50,000
国債等債券償還損	2,275	831
国債等債券償却	53,242	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	10	—
経費	687,192	695,967
人件費	414,338	418,260
物件費	256,990	257,400
税金	15,864	20,306
その他経常費用	321,014	12,234
貸倒引当金繰入額	252,644	—
貸出金償却	—	311
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	68,369	11,923
経常利益 (又は経常損失)	△262,326	154,194
特別利益	2	—
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	2	—
特別損失	289	985
固定資産処分損	289	985
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)	△262,613	153,209
法人税・住民税及び事業税	2,908	8,320
法人税等調整額	22,039	29,719
当期純利益 (又は当期純損失)	△287,562	115,169
繰越金	140,736	37,814
積立金取崩額	—	—
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)	△146,825	152,984

(注記) 1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2.出資1口当たりの当期純利益 109円04銭

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科目	平成24年度 (第53期)	平成25年度 (第54期)
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)	△ 146,825	152,984
積立金取崩額	200,000	—
剰余金処分額	15,359	95,756
利益準備金	—	20,000
出資に対する配当金	15,359 (年3.0%の割合)	15,756 (年3.0%の割合)
特別積立金	—	60,000
退職給与積立金	—	—
繰越金 (当期末残高)	37,814	57,227

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
利益	経常収益	1,278,480	1,154,135	1,024,270	989,733	1,086,075
	経常利益	96,094	178,418	52,537	△ 262,326	154,194
	当期純利益	103,557	87,465	34,809	△ 287,562	115,169
残高	預金積金残高	50,772,869	50,823,417	51,269,568	52,661,506	53,878,266
	貸出金残高	24,805,486	24,001,503	23,881,502	23,827,300	24,200,548
	有価証券残高	13,651,020	15,020,352	15,819,503	15,557,777	15,327,658
	総資産額	53,393,649	53,621,316	54,214,388	55,518,735	56,944,315
純資産額	1,948,656	2,127,767	2,297,003	2,324,202	2,479,047	
自己資本比率 (単体)	9.78 %	10.20 %	10.57 %	9.71 %	9.98 %	
出資総額	497,520	500,017	505,976	520,631	529,753	
出資総口数	995,041 □	1,000,034 □	1,011,953 □	1,041,262 □	1,059,507 □	
出資に対する配当金	13,063	15,035	15,141	15,359	15,756	
職員数	61 人	58 人	58 人	60 人	59 人	

(注) 1.残高計数は期末日現在のものです。

2.「自己資金比率 (単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

業務純益

(単位：千円)

項目	平成24年度 (第53期)	平成25年度 (第54期)
業務純益 (又は業務純損失)	△ 26,970	67,871

粗利益

(単位：千円・%)

科目	平成24年度 (第53期)	平成25年度 (第54期)
資金運用収益	899,123	917,444
資金調達費用	103,183	84,412
資金運用収支	795,940	833,032
役務取引等収益	63,949	61,685
役務取引等費用	84,126	88,434
役務取引等収支	△ 20,177	△ 26,748
その他業務収益	20,079	8,387
その他業務費用	56,544	50,832
その他業務収支	△ 36,464	△ 42,444
業務粗利益	739,298	763,838
業務粗利益率	1.36 %	1.38 %

(注) 1.資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用 (24年度 0円、25年度 0円) を控除して表示しております。

2.業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

経費の内訳

(単位：千円)

項目	平成24年度 (第53期)	平成25年度 (第54期)
人件費	414,338	418,260
報酬給料手当	349,507	347,146
賞与引当金繰入額	400	2,000
退職給付費用 (勤務費用等)	23,764	25,251
社会保険料等	40,666	43,863
物件費	256,990	257,400
事務費	118,420	116,993
固定資産費	51,505	46,764
事業費	22,260	22,119
人事厚生費	2,858	4,128
預金保険料	35,471	36,399
その他	26,475	30,995
税金	15,864	20,306
経費合計	687,192	695,967

役務取引の状況

(単位：千円)

科目	平成24年度 (第53期)	平成25年度 (第54期)
役務取引等収益	63,949	61,685
受入為替手数料	23,215	23,018
その他の受入手数料	40,733	38,666
その他の役務取引等収益	—	—
役務取引等費用	84,126	88,434
支払為替手数料	9,975	9,773
その他の支払手数料	30	44
その他の役務取引等費用	74,119	78,616

受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

項目	平成24年度 (第53期)	平成25年度 (第54期)
受取利息の増減	△ 22,263	18,321
支払利息の増減	△ 26,409	△ 18,771

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

科目	年度	平均残高 (百万円)	利息 (千円)	利回り (%)
資金運用勘定	平成24年度	54,208	899,123	1.65
	平成25年度	55,230	917,444	1.66
うち貸出金	平成24年度	23,504	581,677	2.47
	平成25年度	23,569	568,827	2.41
うち預け金	平成24年度	14,824	60,894	0.41
	平成25年度	15,606	45,242	0.28
うち有価証券	平成24年度	15,780	246,683	1.56
	平成25年度	15,957	298,753	1.87
資金調達勘定	平成24年度	52,493	103,183	0.19
	平成25年度	53,653	84,412	0.15
うち預金積金	平成24年度	52,407	102,633	0.19
	平成25年度	53,601	83,981	0.15
うち借入金	平成24年度	49	153	0.30
	平成25年度	15	48	0.31

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高 (24年度932千円、25年度981千円) を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高 (24年度 0円、25年度 0円) および利息 (24年度 0円、25年度 0円) を、それぞれ控除して表示しております。

その他諸比率

区 分	平成24年度 (第53期)	平成25年度 (第54期)
預貸率 (期中平均)	44.84 (%)	43.97 (%)
預貸率 (期末)	45.24	44.91
預証率 (期中平均)	30.11	29.77
預証率 (期末)	29.54	28.44
役職員1人当りの預金残高	797 (百万円)	828 (百万円)
役職員1人当りの貸出金残高	361	372
1店舗当りの預金残高	8,776	8,979
1店舗当りの貸出金残高	3,971	4,033

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

総資産利益率

(単位：%)

区 分	平成24年度 (第53期)	平成25年度 (第54期)
総資産経常利益率	△ 0.47	0.27
総資産当期純利益率	△ 0.51	0.20

(注) 総資産経常 (当期純) 利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	平成24年度 (第53期)	平成25年度 (第54期)
資金運用利回 (a)	1.65	1.66
資金調達原価率 (b)	1.50	1.45
資金利鞘 (a-b)	0.15	0.21

その他業務収益の内訳

(単位：千円)

項 目	平成24年度 (第53期)	平成25年度 (第54期)
国債等債券売却益	9,758	—
国債等債券償還益	2,340	2,637
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	7,981	5,750
その他業務収益合計	20,079	8,387

有価証券の時価等情報

満期保有目的

(単位：百万円)

	種 類	平成24年度			平成25年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
貸借対照表上額を 超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	99	100	0	—	—	—
	その他	100	106	6	100	105	5
	小計	199	206	7	100	105	5
貸借対照表上額を 超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	1,100	858	△ 241	400	334	△ 65
	小計	1,100	858	△ 241	400	334	△ 65
合 計	1,299	1,065	△ 234	500	439	△ 60	

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
 3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの
該当なし

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成24年度			平成25年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
取得原価を 超過するもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	4,962	4,900	62	4,554	4,501	53
	国 債	—	—	—	405	400	5
	地方債	100	100	0	100	100	0
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	4,861	4,800	61	4,048	4,001	47
	その他	6,895	6,697	197	7,586	7,388	197
	小 計	11,858	11,597	260	12,140	11,889	251
取得原価を 超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	702	754	△ 52	1,262	1,297	△ 35
	国 債	—	—	—	823	843	△ 20
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	702	754	△ 52	438	453	△ 14
	その他	1,646	1,714	△ 67	1,373	1,403	△ 29
	小 計	2,348	2,469	△ 120	2,635	2,701	△ 65
合 計	14,206	14,067	139	14,776	14,590	185	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成24年度 貸借対照表計上額	平成25年度 貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	51	51

預金種目別平均残高

(単位：百万円・%)

科 目	平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	10,885	20.77	11,435	21.33
定期性預金	41,434	79.06	42,074	78.49
その他の預金	86	0.16	91	0.17
合 計	52,407	100.00	53,601	100.00

預金者別預金残高

(単位：百万円・%)

区 分	平成24年度末		平成25年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	42,022	79.79	42,164	78.25
法 人	10,638	20.20	11,713	21.74
一般法人	8,122	15.42	8,270	15.34
金融機関	5	0.01	5	0.01
公 金	2,510	4.76	3,438	6.38
合 計	52,661	100.00	53,878	100.00

定期預金種類別残高

(単位：百万円)

項 目	平成24年度 (第53期)	平成25年度 (第54期)
固定金利定期預金	37,694	38,386
変動金利定期預金	0	0
その他の定期預金	617	565
合 計	38,312	38,952

財形貯蓄残高

(単位：百万円)

項目	平成24年度末	平成25年度末
財形貯蓄残高	142	137

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円・%)

科目	平成24年度		平成25年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	436	1.85	455	1.93
手形貸付	1,325	5.63	1,376	5.84
証書貸付	20,527	87.33	20,478	86.88
当座貸越	1,213	5.16	1,258	5.34
合計	23,504	100.00	23,569	100.00

貸出金使途別残高

(単位：百万円・%)

区分	平成24年度末		平成25年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	14,908	62.56	15,165	62.66
設備資金	8,918	37.43	9,035	37.33
合計	23,827	100.00	24,200	100.00

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区分		期間の定めのないもの					合計
		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超		
国債	平成24年度末	—	—	—	—	—	
	平成25年度末	—	—	—	1,228	1,228	
地方債	平成24年度末	—	100	—	—	100	
	平成25年度末	—	100	—	—	100	
短期社債	平成24年度末	—	—	—	—	—	
	平成25年度末	—	—	—	—	—	
社債	平成24年度末	—	1,156	4,201	304	5,663	
	平成25年度末	—	1,808	2,371	307	4,487	
株式	平成24年度末	51	—	—	—	51	
	平成25年度末	51	—	—	—	51	
外国証券	平成24年度末	—	602	5,651	—	8,990	
	平成25年度末	—	1,714	4,616	102	8,425	
その他の証券	平成24年度末	751	—	—	—	751	
	平成25年度末	1,033	—	—	—	1,033	
合計	平成24年度末	802	1,758	9,953	304	15,557	
	平成25年度末	1,085	3,523	7,088	410	15,327	

預証率の期末値及び期中平均値

P38「その他諸比率」参照。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円・%)

区分	平成24年度末			平成25年度末		
	金額	構成比	債務保証見返額	金額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	961	4.03	—	992	4.10	—
有価証券	—	—	—	—	—	—
動産	—	—	—	—	—	—
不動産	7,357	30.87	71	7,586	31.34	53
その他	12	0.05	—	9	0.03	—
小計	8,331	34.96	71	8,587	35.48	53
信用保証協会・信用保険	6,634	27.84	9	6,881	28.43	8
保証	1,795	7.53	0	2,212	9.14	0
信用	7,065	29.65	0	6,518	26.93	0
合計	23,827	100.00	81	24,200	100.00	61

貸出金償却額

(単位：千円)

項目	平成24年度 (第53期)	平成25年度 (第54期)
貸出金償却額	—	97,632

継続企業の前提の重要な疑義

該当なし

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円・%)

業種別	平成24年度		平成25年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	1,973	8.28	1,850	7.64
農業、林業	71	0.30	116	0.48
漁業	2	0.01	3	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	2,184	9.17	2,279	9.42
電気、ガス、熱供給、水道業	120	0.50	124	0.51
情報通信業	—	—	0	0.00
運輸業、郵便業	115	0.48	194	0.80
卸売業、小売業	2,506	10.52	2,442	10.09
金融業、保険業	1,100	4.61	600	2.48
不動産業	60	0.25	177	0.73
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	73	0.30	97	0.40
宿泊業	2,735	11.48	2,680	11.07
飲食業	348	1.46	381	1.57
生活関連サービス業、娯楽業	174	0.73	157	0.64
教育、学習支援業	—	—	—	—
医療、福祉	8	0.03	5	0.02
その他のサービス	792	3.32	763	3.15
その他の産業	264	1.11	98	0.40
小計	12,534	52.60	11,973	49.47
地方公共団体	2,769	11.62	3,302	13.64
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人（住宅・消費・納税資金等）	8,523	35.77	8,924	36.87
合計	23,827	100.00	24,200	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区分	平成24年度 (第53期)	平成25年度 (第54期)
固定金利貸出	17,894	18,558
変動金利貸出	5,932	5,642
合計	23,827	24,200

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円・%)

区分	平成24年度末		平成25年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	2,152	29.41	2,330	31.07
住宅ローン	5,164	70.58	5,168	68.92
合計	7,317	100.00	7,498	100.00

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区分	平成24年度 (第53期)	平成25年度 (第54期)
全国信用協同組合連合会	—	—
(株)商工組合中央金庫	—	—
(株)日本政策金融公庫(中小企業事業)	19	18
(株)日本政策金融公庫(国民生活事業)	118	106
独立行政法人住宅金融支援機構	642	521
独立行政法人福祉医療機構(旧年金資金運用基金)	5	4
独立行政法人勤労者退職金共済機構(旧雇用・能力開発機構)	20	19
独立行政法人福祉医療機構	2	8
その他	39	47
合計	845	723

貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

項目	平成24年度		平成25年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	100,375	79,077	99,822	△ 553
個別貸倒引当金	600,272	168,181	405,367	△ 194,905
貸倒引当金合計	700,647	247,258	505,190	△ 195,457

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので、「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円・%)

区分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D) = (B) + (C)	保全率 (%) (D) / (A)	貸倒引当金当率 (%) (C) / (A - B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成25年3月期	704	263	441	704	100.00	100.00
	平成26年3月期	534	284	250	534	100.00	100.00
危険債権	平成25年3月期	517	213	91	304	58.80	30.00
	平成26年3月期	490	201	86	288	58.75	30.00
要管理債権	平成25年3月期	500	195	46	241	48.20	15.08
	平成26年3月期	478	187	42	230	48.07	14.60
不良債権 計	平成25年3月期	1,722	671	578	1,249	72.53	54.99
	平成26年3月期	1,503	673	379	1,052	70.02	45.72
正常債権	平成25年3月期	22,229					
	平成26年3月期	22,783					
合計	平成25年3月期	23,951					
	平成26年3月期	24,287					

※百万円未満は切り捨てて表示しております。また、小数点3位以下は切り捨てております。

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等 (B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金 (C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
- 金額は決算後(償却後)の計数です。

- 金融再生法上の不良債権は15億円ありますが、このうち約6億円が担保や保証でカバーされております。
- 担保や保証でカバーされていない部分に対しても3億円の貸倒引当金を計上しており、不良債権に対するカバー率は70.02%となっております。
- 金融再生法上の不良債権は約15億円ありますが、このうち約4億円強は長引く景気低迷の影響による債務者の経営再建努力に対して貸出条件変更等支援を行っている要管理債権で、全てが貸倒となるものではありません。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権は、前期比170百万円減少となり、危険債権は、前期比26百万円減少しています。

リスク管理債権の状況

- ①資産の査定につきましては、「金融庁の検査マニュアル」に沿った厳格な自己査定を実施しております。
- ②資産の査定結果に基づき、必要とされる貸倒引当金の計上と償却を実施し、安定的な収益基盤と充実した自己資本をもって不良債権の影響を止め得る磐石な態勢を構築しております。
- ③経営再建に真剣に取り組まれている取引先への再建・支援に真摯に取り組んでいます。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円・%)

区分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%)
					(B+C) / (A)
破綻先債権	平成25年3月期	157	19	138	100.00
	平成26年3月期	81	23	58	100.00
延滞債権	平成25年3月期	1,062	457	393	80.03
	平成26年3月期	927	446	278	78.10
3カ月以上延滞債権	平成25年3月期	18	10	0	55.56
	平成26年3月期	0	0	0	0.00
貸出条件緩和債権	平成25年3月期	481	173	46	45.53
	平成26年3月期	478	204	42	51.46
合計	平成25年3月期	1,720	659	579	71.97
	平成26年3月期	1,488	675	379	70.83

※百万円未満は切り捨てて表示しております。また、小数点3位以下は切り捨てております。

(注)

1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ、会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、ロ、民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ、破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、ニ、会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ、手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1.に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援(以下、「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く。)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.~3.を除く。)です。
5. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円・%)

区分	平成24年度		平成25年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	15	0.09	1,191	7.46
地方債	100	0.63	100	0.62
社債	6,190	39.22	5,001	31.33
株式	51	0.32	51	0.32
外国証券	8,858	56.13	8,592	53.84
その他の証券	565	3.58	1,021	6.40
合計	15,780	100.00	15,957	100.00

(注) 当組合は、商品有価証券を保有していません。

日本銀行歳入復代理店歳入金等取扱高

(単位：百万円)

	平成24年度(第53期)	平成25年度(第54期)
歳入金等取扱高	1,116	1,149

内国為替取扱実績

(単位：件・百万円)

区分		平成24年度		平成25年度	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	43,875	28,096	42,072	29,498
	他の金融機関から	61,566	23,671	83,314	28,364
代金取立	他の金融機関向け	3,679	4,991	3,564	4,873
	他の金融機関から	305	108	287	130

公共債引受額

(単位：百万円)

	平成24年度 (第53期)	平成25年度 (第54期)
国債	—	—

(注) 地方債、政府保証債は取り扱っておりません。

公共料金自動振替契約件数の推移

(単位：件)

	平成24年度 (第53期)	平成25年度 (第54期)
公共料金自動振替契約件数	12,309	12,543

組合員の推移

(単位：人)

区分	平成24年度末	平成25年度末
	組合員数	組合員数
個人	10,648	10,741
法人	685	681
合計	11,333	11,422

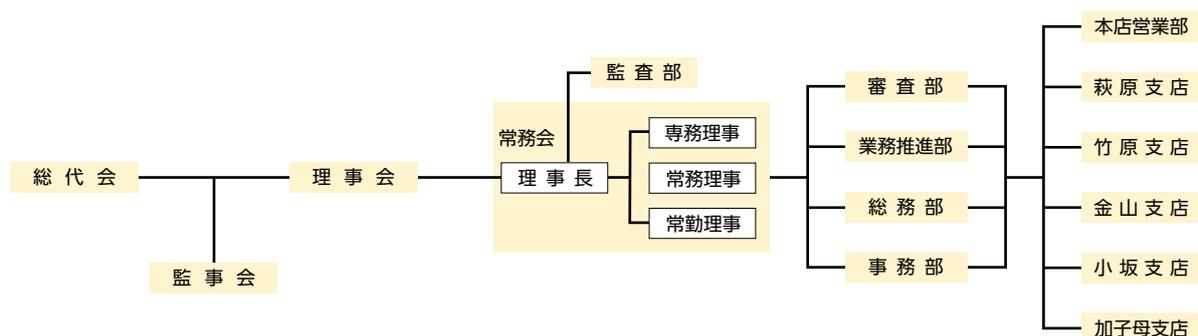
出資配当等

(単位：%)

	平成24年度末	平成25年度末
出資に対する配当	3.0	3.0

組織図

(平成26年3月31日現在)



役員一覧

(平成26年6月20日現在)

理事長	伊東 祐
専務理事	日下部 堯
常務理事	内木 博文
常勤理事	中川 信之
常勤理事	上屋 恭一郎

常勤理事	青木 幸久
理事	金子 文一
理事	熊崎 公夫
理事	松山 則樹
理事	滝 康洋

監事	鎌倉 庄司
監事	小林 光夫
員外監事	山下 英一

◇当組合は、職員出身者以外の理事4名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認

私は当組合の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第54期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成26年6月2日
益田信用組合
理事長 伊東 祐



観光客誘致のための取り組み

下呂温泉謝肉祭・いで湯卓球大会に毎年当組合職員が積極的にお手伝いしています。



住宅相談会の開催（下呂市木材住宅協議会様との共催）・フレッシュ社員育成セミナー



年金友の会総会・懇親会(市内ホテル)

今年も会員の皆さんと演芸大会やお楽しみ抽選会で
大いに盛り上がりました



浴衣でお出迎え(下呂温泉観光祭・はぎわら七夕)

恒例の夏の風物詩となりました



振り込め詐欺防止訓練

社会問題となっている振り込め詐欺の防止訓練を警察官立会いの下、実施しました。訓練の効果もあり、今春、窓口職員が振り込め詐欺を未然に防止し、下呂警察署より感謝状の贈呈を受けました。



訓練風景



感謝状贈呈式

年金友の会親睦旅行（静岡大井川鉄道）

懐かしいSL列車に乗ったり、おいしいバイキング料理で大満足。今年も120名の参加がありました。



年金友の会グラウンドゴルフ大会（飛騨川公園）

健康が一番!笑いながら楽しみました。
珍プレーもありました。



ますしん経済クラブ（女性例会）

会員の皆さん、おいしい料理と二胡の調べにうっとり。



ますしんのあゆみ

昭和 35年	5月 18日	益田信用組合設立	平成 4年	11月	新本店開設推進委員会設立
昭和 37年	9月	商工中金代理店となる	平成 4年	12月	新本店に関するアンケート調査実施 (CS調査)
昭和 37年	12月	萩原出張所開店	平成 6年	3月	本店竣工、開店
昭和 39年	9月	国民金融公庫代理店となる	平成 6年	12月	懸賞金付定期預金発売開始
昭和 39年	11月	本店を森65-1へ移転	平成 7年	7月	預金量400億円達成
昭和 40年	2月	竹原出張所開店	平成 7年	11月	日本銀行歳入復代理店認可
昭和 43年	3月	中小企業金融公庫代理店となる	平成 8年	3月	東日本建設業保証 (株) 前払金預託取扱業務開始
昭和 43年	5月	環境衛生金融公庫代理店となる	平成 8年	12月	萩原支店リニューアル 金山支店下原出張所 (ATMコーナー) 稼働
昭和 44年	4月	全信組連代理店となる	平成 9年	8月	ピアリニューアルに伴いATM (コーナー) 移動
昭和 45年	1月	白川町、東白川村営業区域となる	平成 11年	2月	コンピューターNX4600始動
昭和 45年	3月	金山支店開店	平成 11年	5月	西暦2000年問題対応完了
昭和 46年	7月	金山支店移転新築	平成 12年	7月	デビットカード取扱い開始
昭和 47年	5月	加子母村を営業区域とする	平成 14年	6月	地区拡張 恵那郡 (付知町、福岡町) 郡上郡 (和良村)
昭和 47年	6月	萩原出張所支店昇格	平成 15年	8月	信組情報サービス株式会社オンラインシステムに加入
昭和 47年	6月	小坂支店開店	平成 16年	3月	益田郡5カ町村が合併下呂市となる
昭和 48年	5月	竹原出張所支店昇格	平成17年	2月	加子母村、付知町、福岡町が中津川市に合併
昭和 49年	10月	萩原支店移転新築	平成17年	3月	萩原支店一番街出張所オープン
昭和 50年	12月	預金量50億円達成、職員数52名、組合員数3,829名	平成 18年	8月	萩原支店宝くじ売場オープン
昭和 53年	3月	小坂支店移転新築	平成 19年	3月	個人向け国債の窓販開始
昭和 54年	4月	住宅金融公庫代理店となる	平成20年	4月	萩原支店一番街出張所廃止し 無人化店舗 (ATMコーナー) として稼働
昭和 54年	9月	20周年および100億円達成キャンペーンの実施 (105億円達成) 職員数65名、組合員数5,421名	平成 20年	12月	金山支店宝くじ売場オープン
昭和 55年	9月	創立20周年記念式典 ・下呂町、萩原町、金山町、小坂町、馬瀬村へ金一封贈呈 ・歌手 天地真理をゲストに「歌って踊ってカラオケ大会」実施	平成 21年	2月	法人向けインターネットバイキング取扱い開始
昭和 55年	10月	コンピューターB-1900始動	平成 22年	6月	預金量500億円達成 創立50周年記念式典開催
昭和 56年	10月	各支店にCP9200/TU1800導入	平成 23年	4月	セブン銀行、365日提携開始
昭和 57年	7月	オンライン関係機器導入	平成 23年	10月	マルチペイメントネットワーク (ペイジー) 取扱い開始
昭和 58年	2月	「ますしんカード」発行	平成 25年	2月	でんさいネット取扱い開始
昭和 59年	9月	要払性オンライン電算センター新設	平成 25年	7月	ビューカードATM提携開始
昭和 60年	9月	全店ATM導入、定期性オンライン預金量200億円達成	平成 25年	10月	法人向けインターネットバンキング口座振替業務開始
昭和 62年	4月	店外ATM稼働	平成 26年	5月	ゆうちょ銀行提携開始
昭和 62年	5月	十六銀行とCD提携開始	平成 26年	6月	UFJカード、DCカード、UCカードキャッシング提携開始
平成 元年	6月	加子母支店開店	平成 26年	7月	JCBキャッシング提携開始
平成 2年	2月	全店全科目オンライン開始	平成 26年	8月	VISAキャッシング提携開始
平成 2年	3月	しんくみネットキャッシングサービス			
平成 2年	12月	預金量300億円達成			
平成 3年	5月	伊東 祐 現理事長就任			
平成 3年	6月	雇用促進事業団代理店となる			
平成 3年	10月	年金福祉事業団代理店となる			

商品・サービスのご案内

業務のご案内

●預金業務	●融資業務	●為替・サービス業務
<ul style="list-style-type: none"> ◆普通預金(無利息型普通預金) ◆貯蓄預金 ◆当座預金 ◆通知預金 ◆納税準備預金 ◆定期預金 (スーパー定期・大口定期・期日指定定期・変動金利定期) ◆福祉定期預金 ◆財形貯蓄 ◆定期積金 ◆総合口座 	<ul style="list-style-type: none"> ◆個人ローン <ul style="list-style-type: none"> ●住宅ローン ●リフォームローン ●マイカーローン ●教育ローン ●カードローン ●年金担保ローン ●独立行政法人 住宅金融支援機構 ◆事業者向けローン <ul style="list-style-type: none"> ●一般のご融資 (割引手形・手形貸付・証書貸付・当座貸越) ●地方公共団体制度融資 ●代理貸付業務 	<ul style="list-style-type: none"> ◆自動受取サービス (各種年金、配当金など) ◆支払サービス (公共料金、クレジット代金、保険料など) ◆送金サービス (授業料、家賃、株式の払込など) ◆キャッシュカード ◆給与振込 ◆夜間金庫 ◆年金・税務などの各種相談サービス ◆個人向け国債の窓販 ◆貸金庫(本店のみ) ◆インターネットバンキングサービス ◆でんさいネットサービス

手数料一覧

(平成26年4月1日現在)

為替関係				料 金	
振 込	窓 口	本支店	他店宛	3万円未満 216円 3万円以上 432円	
			他 行	電信扱	3万円未満 540円 3万円以上 756円
		同一店内		文書扱	3万円未満 540円 3万円以上 756円
			A T M	キャ ッ シ ュ カ ー ド	当組合 本支店
	他 行	電信扱			
		他 金 融 機 関			当組合 本支店
	他 行			電信扱	
				同一店内	3万円未満 216円 3万円以上 432円
	*ATM振込他金融機関キャッシュカードご使用の場合は別途ATMネット手数料をいただきます。				
	送 金	法人 向 け イ ン タ ー ネ ッ ト バ ン キ ン グ 振 込	照 会 ・ 振 込 振 替 サ ー ビ ス	同一店内・ 当組合本支店	3万円未満 無 料 3万円以上 無 料
他 行					電信扱
			デ ー タ 伝 送 サ ー ビ ス (飛 騨 信 用 組 合)	同一店内・ 当組合本支店	3万円未満 無 料 3万円以上 無 料
他 行					電信扱
		給 与 ・ 賞 与 サ ー ビ ス	同一店内・ 当組合本支店	3万円未満 無 料 3万円以上 無 料	
他 行				電信扱	3万円未満 108円 3万円以上 108円
		本支店	432円		
他 行			電信扱	864円	
		普通扱(送金小切手)			648円
代 金 取 立		本支店	自店宛	無 料	
	他店宛		無 料		
	他 行	同一交換所における手形・小切手			216円
		その他地域	至急扱	864円	
			普通扱	648円	
高山交換所管内の旧益田地区の小切手入金			無 料		
そ の 他	振込・送金・取立手形の組戻料			648円	
	不渡手形・クーポン返却料				
	取立手形店頭呈示料				

法人向けインターネットバンキング基本手数料		月額手数料		
照会・振込振替サービス、データ伝送サービス		2,160円		
照会・振込振替サービス		1,080円		
種 類	料 金			
当座預金	小切手帳	1冊(50枚)	540円	
	約束手形帳	1冊(25枚)	432円	
	マル専口座取扱手数料(割賦販売通知書1枚)		3,240円	
	マル専手形	(1枚につき)	540円	
自己宛小切手発行		540円		
通帳証書等再発行		540円		
カード再発行		540円		
証明書発行手数料	残高証明書	1通	216円	
	英文残高証明書	1通	1,080円	
貸金庫利用手数料(年額)		10,800円		
夜間金庫	契約時		1,080円	
	年間		12,960円	
①融資証明発行手数料		1通	3,240円	
②住宅取得控除発行手数料		1通	216円	
③残高証明発行手数料		1通	216円	
④証書貸付返済予定表再発行手数料		1件	324円	
⑤不動産担保事務手数料 (提携ローンは除く) 担保設定1件当り設定2000万以下			21,600円	
		設定2000万超	32,400円	
		極増、債務者追加等1件につき	10,800円	
⑥貸出条件変更手数料				
(住 宅 ロ ー ン)	一部繰上返済 返済額変更		5,400円	
		返済額変更なし	3,240円	
	全額繰上返済 融資実行後	3年以内	21,600円	
		3年超5年以内	15,120円	
		5年超7年以内	10,800円	
		7年超10年以内	6,480円	
	10年超	無 料		
(その他の貸出条件変更)			5,400円	
FAX送信手数料				
当日翌日通知照会サービス			1,080円	
照会サービス			756円	
	ますしん キャッシュカード	地域提携 金融機関*3	その他 金融機関	キャッシング
平日	無 料	無料(8:00~18:00)*2	108円	無 料
平日以外	無 料	108円	216円	無 料

*1 上記手数料につきましては、当組合ATMご利用時の手数料となっております。
 *2 地域提携金融機関のお客様は18:00以降は108円の手数料が必要となります。
 *3 相互入金は飛騨信用組合のみ上記手数料でお取扱いいたします。

営業地区店舗ネットワーク



(平成 26 年 6 月現在)

本 店	下呂市森 690-1	TEL.0576-25-3145	〔ATM：2 台〕
萩 原 支 店	下呂市萩原町萩原 1488-1	TEL.0576-52-1020	〔ATM：2 台〕
竹 原 支 店	下呂市宮地 558-1	TEL.0576-26-2225	〔ATM：1 台〕
金 山 支 店	下呂市金山町金山 1878	TEL.0576-32-2267	〔ATM：1 台〕
小 坂 支 店	下呂市小坂町大島 1823-8	TEL.0576-62-3161	〔ATM：1 台〕
加 子 母 支 店	中津川市加子母 4867-5	TEL.0573-79-2550	〔ATM：1 台〕

キャッシュ
コーナー

本店六ツ見橋出張所	〔ATM：1 台〕	下呂市森 65-1
本店ピア出張所	〔ATM：1 台〕	下呂市小川 1236-1
金山下原出張所	〔ATM：1 台〕	下呂市金山町下原 549-1
萩原一番街出張所	〔ATM：1 台〕	下呂市萩原町萩原 1033-3

ホームページ <http://www.masushin.jp/>

当組合の概要・経営情報等に加え商品・サービスの内容など、ご覧頂けます。ぜひ、ご利用下さい。

索引

信用組合統一開示基準における各項目は、以下のページに記載しています。

■ごあいさつ	2	42. 貸出金利区分別残高	41
【概況・組織】		43. 預貸率（期末・期中平均）	38
1. 事業方針	1	44. 消費者ローン・住宅ローン残高	41
2. 事業組織	44	45. 代理貸付残高の内訳	42
3. 役員一覧（理事および監事の氏名・役職名）	44	46. 役職員1人当り貸出金残高	38
4. 店舗一覧（事務所の名称・所在地）	49	47. 1店舗当り貸出金残高	38
5. 自動機器設置状況	49	【有価証券に関する指標】	
6. 地区一覧	49	48. 有価証券の種類別平均残高	43
7. 組合員数	44	49. 有価証券種類別残存期間別残高	40
【主要事業内容】		50. 預証率（期末・期中平均）	38
8. 主要な経営指標の推移	36	【経営管理体制に関する事項】	
【業務に関する事項】		51. リスク管理の態勢	27
9. 業績の概要	4	52. 経営管理（ガバナンス）態勢	8
10. 経常収益	36	53. 内部統制基本方針	11～12
11. 業務純益	36	54. 法令遵守の態勢	9～10
12. 経常利益（損失）	36	55. 個人情報保護法について	18
13. 当期純利益（損失）	36	56. 金融商品に係る勧誘方針	8
14. 出資総額、出資総口数	36	57. ペイオフ、預金保険制度について	27
15. 純資産額	36	58. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	10
16. 総資産額	36	【財産の状況】	
17. 預金積金残高	36	59. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分（損失金処理）計算書	28～36
18. 貸出金残高	36	60. リスク管理債権及び同債権に対する保全額	43
19. 有価証券残高	36	61. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	42
20. 単体自己資本比率	36	62. 自己資本充実状況（自己資本比率明細）	19～26
21. 出資配当金・出資配当等	36,44	63. 有価証券	38～39
22. 職員数	36	64. 貸倒引当金（期末残高・増減額）	42
【主要業務に関する指標】		65. 貸出金償却額	41
23. 業務粗利益および業務粗利益率	36	66. 財務諸表の適正性財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認	44
24. 資金運用収支、役員取引等収支およびその他業務収支	37	【その他の業務】	
25. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利率	37	67. 内国為替取扱実績	43
26. 受取利息、支払利息の増減	37	68. 日本銀行歳入復代理店歳入金等取扱高	43
27. 役員取引の状況	37	69. 公共料金自動振替契約件数の推移	44
28. その他業務収益の内訳	38	70. 公共債引受額	44
29. 経費の内訳	37	71. 手数料一覧	48
30. 総資産経常利益率	38	【その他】	
31. 総資産当期純利益率	38	72. トピックス	45,46
【預金に関する指標】		73. 当組合の概要・経営理念	1,3
32. 預金種目別平均残高	39	74. 報酬体系について	7
33. 預金者別預金残高	39	75. 商品・サービスのご案内	48
34. 定期預金種類別残高	39	76. 沿革・あゆみ	47
35. 財形貯蓄残高	40	77. 総代会について	5～6
36. 役職員1人当り預金残高	38	【地域貢献に関する事項】	
37. 1店舗当り預金残高	38	78. 地域貢献	15～16
【貸出金等に関する指標】		79. 地域密着型金融の取組み状況	13,14
38. 貸出金種類別平均残高	40	80. 金融円滑化対応のこれまでの取組み	17
39. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額	40		
40. 貸出金使途別残高	40		
41. 貸出金業種別残高・構成比	41		



 **Masushin**